

第12章

教養部(教養教育機構)



はじめに	934
1 教養部創設への道程	
（1）金沢大学の発足と一般教養部	934
（2）一般教養部から「教養部」そして「分校」へ	935
（3）独立部局としての教養部の発足	937
2 「学園紛争」と教養部改革	
（1）「学園紛争」をめぐる教養部の状況	939
（2）教養部改革と教養部会	945
3 金沢大学「総合移転」問題と教養部	
（1）「総合移転」問題の経緯	961
（2）「総合移転」問題と大学自治の原則	979
4 「大学改革」と教養部	
（1）本学におけるカリキュラム改革	980
（2）組織改革	981
（3）教養部における教育と研究	988
（4）教養部廃止後の教養教育	989
おわりに	991
附 録	991

CONTENTS · 教養部 (教養教育機構)

はじめに

周知のように、1991（平成3）年の大学設置基準の改定を契機として国立大学の教養部は廃止された（東京医科歯科大学を除く）。本学においても1996年4月以降教養部は存在しない。教養部は、1960年代末から70年代にかけて「学園紛争」の渦中に巻き込まれ、その後は本学の「総合移転」問題、「大学改革」問題を抱える中で、大学自治及びその前提としての部局自治の原則を堅持し続けてきた。したがって、以下の記述はこの観点から、教養部創設への道程、「学園紛争」と教養部改革、「総合移転」問題と教養部、「大学改革」と教養部、という問題史的な内容となることをあらかじめお断りしておく。

1 教養部創設への道程

（1）金沢大学の発足と一般教養部

金沢大学は、国立学校設置法により、1949（昭和24）年5月31日に新制大学として出発し、その1部局として一般教養部を設置した。この一般教養部は、入学後の1年ないし2年にわたる一般教育を実施する部局であったが、専任教官のいない部局であった。ただ、事務組織は学部なみ（事務長、庶務・会計・厚生補導の3係）に編成されているという変則的な部局であった。その具体的状況は以下のとおりである。

一般教養課程の履修方法

金沢大学の発足に先立って、1948年に文部省に提出された「金沢大学設置認可申請書」には、学生の履修方法について次のように述べられており、これはそのまま本学の通則に盛り込まれ、実施された。

修業年限は4年（医学部においては一般教養課程を含めて6年）とする。

修業年限4年もしくは6年の中、前期1年半ないし2年を一般教養課程とし、後期2年ないし2年半（医学部においては4年）を専門課程に充てる。

一般教養の期間は文科、理科に大別して統一的に授業を行い、学生が将来志望する学部に応じて必要の学科目を履修し得るよう適当なる課程を編成する。

一般教養は一カ所にまとめて実施することとし、その設置の場所は旧金沢城内とする。

一般教養課程を履修中の学生は一般教養部に所属せしめる。

一般教養課程修了の認証を得た者は各学部入学資格を得るものとする。

専任教官不在

同じ設置認可申請書の「学部及び講座概要」には、全学部合計144講座が表示されているが、その表の欄外注に「講座は一般教養課程、専門課程を通じて一貫せしめ両者の区別を設けない」との記述が見られる。これは現実には「一カ所にまとめて実施する」一般教養部に専任教官を置かないことを意味している。そして、一般教養課程の学科目を担当したのは、人文科学・社会科学・外国語は法文学部の教官が、自然科学は主として理学部の教官が、保健体育は教育学部の教官が、それぞれ兼任担当で授業を担当したのである。

管理組織

このような一般教育の管理責任者として、1949年5月31日付けで初代の一般教養部主事に、小原度正法文学部教授が就任し、同年秋に一般教養部運営のための審議機関として6学部代表からなる教養委員会が設けられた。

校舎

1949年7月25日に新生816名を迎えて金沢大学第1回の入学式が行われた。しかし、新生は直ちに夏期休業に入り、授業が開始されたのは9月1日であった。これは一般教養部の予定校舎（城内の旧第7連隊第1大隊兵舎）の改築工事が未完成だったからである。当時の一般教養部の校舎は大手門坂上の左手にあり、グラウンドを囲む形の3棟から成っていた。河北坂近くの1号館1階に事務部門が置かれ、ほかは教室として使用された。なお、大手門近くの3号館は「学生控所」として学生の自由使用に充てられていた。

学生の状況

開学当時は戦後の食糧難時代であり、学生生活の維持も困難を極めていたが、それでも文化・スポーツなどの課外活動が始められ、1949年12月には一般教養部学生自治会が結成された。この自治会は、その後1950年10月のレッドパーシ問題をはじめ、1952年6月の破防法反対運動、それに引き続く内灘試射場接收問題などで活動を展開することになる。

開学当初、専任教官の不在はさほど問題とされなかった。特に四高をはじめとする旧制高校からの進学者は旧師から学ぶ機会が多かったからであろう。しかし、学生運動の高まりや、当時流行の気配があった学生の自殺などから、学部教官によるクラス担任の必要性が教養委員会でしばしば話題とされていた。

(2) 一般教養部から「教養部」そして「分校」へ

一般教養部として発足した教養部は、その後「教養部」と名称を変更し、クラス担任制

第12章 教養部（教養教育機構）

を導入することによって学生指導面に手直しを加えた。しかしこれらの措置は、いずれも学内規程（通則など）の改正によるものであった。

国立学校設置法による組織として教養部が認可されたのは、1958（昭和33）年のことである。ただし、その名称は「分校」であった。この間の経緯は次のとおりである。

一般教養部に教務委員

専任教官不在のままでは、学生との日常的な接触はもとより、授業料減免、育英会奨学生推薦などの事務面でも支障が生ずる。第2代主事（法文学部教授）松岡修太郎は、1951年9月に一般教養部教務委員を委嘱して、学生の指導助言に当たらせることとした。この教務委員には、法文学部、理学部、教育学部の教官の中から4名が委嘱された。この教務委員は、学部教官の兼務ではあったが、教官不足の状況の中で重要な役割を果たしたので、この制度は、教養部が専任教官を擁する独立部局として発足する1964年まで続いた。

一般教養部の「主事」から「部長」へ

1953（昭和28）年4月には「金沢大学通則」が改正され、当時一般教養部主事であった日比野信一理学部教授は「一般教養部長」を呼称するようになった。日比野は、前記の教務委員に加えて、授業担当教官と学生との接触を密にするため、教官面会日を設けた。これは学生と面接できる曜日・時間を指定してもらい、これを学生に公示したものであるが、学生側の利用が少なく、期待したような結果を生むことができなかった。

学生相談担当教官

開学当初、学生は一般教養部の学生しかいなかったもので、学生部は一般教養部学生の厚生補導に全力を傾注していた。しかし、学生部の教官（学生部長、厚生課長、補導課長）も、各学部教官の兼務であったから、学生側から見れば、日常的・継続的に親しめる教官はやはり不在の状況であった。当時の調査によれば（金沢大学学生部編『学生部時報』第1号：1954年）、圧倒的多数の学生が様々な悩みを抱えていること、教官との相談を求めている学生が71%に達しているのに、その8割が話すべき相手を持たないこと、などが明らかにされている。

この状況を憂慮した教育学部学生部長村上賢三は、学生相談を担当する教官の必要を説き、学生部に1名の教官ポストを用意し、1953年4月に法文学部多田治夫助手をそのポストに就けた。この教官は、形式上は法文学部所属であったが、実質的には教養部学生を対象とする調査研究に従事するとともに、教養部の教務委員を兼ね、1955年4月からは教養部の一室に置かれた学生相談室に常駐して学生相談を開始している。

クラス担任制をもった教養部へ

第4代の一般教養部長に就任した森元七理学部教授は、1956（昭和31）年3月に一般教養部を「教養部」と改称するとともに、教養部規程を改正して、教養部の全クラスに該当学部の教官を一人ずつクラス担任として配置する、教養部の審議機関である教養委員会は、このクラス担任教官をもって構成する、こととした。

このクラス担任教官は、学部教官の兼務であることに変わりはないが、人数は20数名に上り、4人の教務委員では手が届かなかった学生指導面が大幅に改善された。

国立学校設置法に認められた「分校」へ

1958年5月の国立学校設置法の改正により、学内規程によっていた教養部は「分校」として認可され、7月には第5代部長の法文学部鬼頭英一教授は「分校主事」として発令された。ただし、学内では「分校主事」の名称はあまり使われず、従来からの「教養部長」という名称が用いられていた。なお、分校の設置と同時に、事務組織は従来の庶務・会計・厚生補導の3係から庶務・教務・厚生の3係に改められた。

また、これまで非公式な存在であった学生相談室（前記）は、1958年度文部省特別企画として予算の指定配布を受けたことを契機に、教養部の一室を改装して学内規程による金沢大学学生相談室としてその機能を開始した。ここでは教養部教務委員がカウンセラー、心理学教官（前記）が専任カウンセラーとなって、クラス担任教官と連携をとりながら担任制の中核的存在となった。

（3）独立部局としての教養部の発足

以上のような変遷を経て、教養部は、専任教官不在と、それに基づく学生指導面の不備という問題を抱えたままに開学10周年を迎えた。教養部を専任教官を持った独立部局にすべきであるとの意見は、以前から非公式に表明されていたが、この問題が公式に検討され始めたのは、1961（昭和36）年12月8日の第160回評議会においてであった。

その後、独立部局としての教養部の発足に向けて、幾つかの学内委員会が作られ、約1年半後の1963年4月に教養部は専任教官を持つ部局として誕生する運びとなる。

教養部検討委員会の発足

1961年12月8日に開かれた第160回評議会において、評議会内の小委員会として教養部検討委員会の発足が決定されている。この小委員会は、石橋雅義学長、6学部長、山本生三教養部長を構成メンバーとし、「大学の整備計画と歩調を合わせ」て教養部の専任教官問題を検討し始めた。

ここでいう大学の整備計画とは、専任教官を持った教養部の独立と大学院の設置をセットにした整備を指しており、当時はこれが「全国の趨勢」と言われていたのである。

第12章 教養部（教養教育機構）

委員会は、1961（昭和36）年12月22日を最初に翌年3月22日まで合計6回にわたる協議を重ねた結果、委員会の諮問機関として専門委員会を作り、専任教官制の教養部の具体案作成を依頼することになった。

教養部制度調査委員会

前記の専門委員会は、「教養部制度調査委員会」の名で、1962年5月24日に第1回の会合を持っている。委員は、山本生三教養部長を委員長に、各学部の委員12名、教養部教務委員4名、合計17名であった。この委員会は、金沢大学の現行カリキュラム、大学設置基準、他大学の教養部の状況などを検討した上で、1962年6月14日に「教養部には専任教官63名（ほかに助手10名、教務員18名）が必要」とする結論を検討委員会に答申することを決定した。

この報告を受けた検討委員会は、制度調査委員会案を検討し、一部修正（保健体育実技教官の配置換え予定数を3名減）した専任教官定数を制度調査委員会に提示することとした。制度調査委員会は、12月11日に最終の第5回委員会を開き、この検討委員会報告に基づき、「教養部発足の可否」を審議し、「(1)教官定数はさきに答申したとおりであること、(2)二つの前提条件（将来拡充できること、授業担当などについて各学部の協力が従来どおり得られること）が満たされること、があれば発足できる」との結論に達している。

この答申を受けた教養部検討委員会は、評議会にこれを諮り、評議会は次年度からの新教養部発足を目指すことを申し合わせている。

教養部設立準備委員会

新教養部の設立のために、1963年2月に山本教養部長を委員長とする教養部設立準備委員会が発足し、教官の発令は同年4月1日付けとすることのほか、施設、予算などの具体的準備を始めている。また、教養部発足記念式を4月10日に学生ホールで行うことなどもここで決められている。

専任教官の発令

発足当初、教養部の専任教官へ配置換えとの発令を受けたのは44名であった（表12-1）。これは教養部制度調査委員会が答申した専任教官数63名をかなり下回っている。発足後1～2年のうちに配置換えされた教官もいたが、それを加えても全学的委員会（教養部制度調査委員会）の答申が守られなかったのは事実である。

その後、教養部はこの事実を根拠に、学長を通じて全学に定員割愛を求め一方、予定された教官数を供出しなかった学部・学科に対し定員割愛を求め続けた。この要求は、全学の空き定員を流用するという形で一部は満たされたが、特定の学部・学科に対する要求は、長期にわたる交渉を経ても満たされることがなかった。これが教養部の学部に対する信頼を大きく損なう一因となった。

表12-1 配置換え教職員数

	教授	助教授	講師	助手	教官計	教務員	事務員
法文学部	5	9	10	2	26		
教育学部		2	2		4		
理学部	5	5	2	1	13	1	2
医学部				1	1		
計	10	16	14	4	44	1	2

専任教官制によるクラス担任制

1964（昭和39）年4月8日に開かれた第1回の教養部「学部会」では、独立したばかりの部局に必要な部内の規程や制度の創設、予算や施設など山積する議題の中にあって、クラス担任教官の委嘱が第一議題になっている。これは独立した教養部の学生教育重視の姿勢を象徴しているように思われる。

新校舎の竣工

発足したばかりの教養部の教官は、旧学部の研究室や建設中の理学部新館などに仮住まいを余儀なくされていたが、1964年5月には、竣工したばかりの新校舎に講義室とともに移転し、名実ともに独立部局として機能することになった。

しかし、独立部局として発足した教養部は、やがて「学園紛争」の渦中にのみ込まれることになる。

2 「学園紛争」と教養部改革

(1) 「学園紛争」をめぐる教養部の状況

金沢大学における「学園紛争」の主要な舞台となった教養部でそれが起こり、また激化していった原因は、皮肉なことに政府が「学園紛争」を政治的に収拾しようとして、「長期紛争中の大学」に閉校・廃校の措置を取れるようにした「大学の運営に関する臨時措置法案」を国会に提出したことであった。

以下、この法律によって生じた「学園紛争」を三つの段階に分けて述べていく。

大学運営臨時措置法反対闘争の発生

発端 「大学運営臨時措置法案」（学生のいわゆる大学立法）が衆議院に上程されたのは、1969（昭和44）年6月22日であるが、その翌日の23日午後、革マル系学生が大学立法粉碎などをスローガンにして、教養部長室を占拠し、24日に退去した。これが「紛争」の始

第12章 教養部（教養教育機構）

まりである。教養部会は「遺憾の意を表明する」旨の教養部長告示を出す措置を取った。大学立法に反対する学生の動きがこれ以上拡大するとは思わなかった教養部会は、これで事が終わると考えていた。

しかし、革マル系学生は7月3日に、大学立法粉碎をスローガンにして学生大会を開き、7月4、5の両日48時間のストライキを行うことを決議し、2日間校舎の入口を机や椅子などで封鎖した。教養部は7月4日午前、午後、さらに6日に体育館の柔道場や職員会館で臨時教養部会を開き「校舎の封鎖を伴う授業放棄は遺憾であり、認めることはできない」旨の教養部会告示を出すこと、4、5両日を休講とし、その補講を9月25、26日に行うことを決定した（当時の学年暦では、7月10日から9月10日まで夏期休暇、9月11日から24日まで授業、25日から10月2日まで前期試験となっていたのを、試験を2日繰り下げて9月27日からとし、25、26日に補講をすることにしたのである）。

教養部会と学生の認識のずれ 教養部は専門教育と並んで大学教育の根幹をなす大切な教養教育の場である以上、校舎の封鎖を伴う授業放棄など、あってはならないことなのだし、物理的に不可能にされた授業の補講を行うことは、教官の当然の義務であり、教育者の良識にかなう措置でもあるというのが、教養部会の考えであった。しかし、革マル系学生や、これと対立していた中核系学生、教養部学生自治会をリードしていた民青系学生たち、要するに、政治社会情勢に鋭く反応していた学生たちの考えは違っていた。彼らは補講を大学立法と結び付けて見ていたのである。大学の紛争が長期にわたれば、閉校・廃校の措置を取れるようにすることは、大学に対して、「そうされたくなければ、紛争を力づくで押さえよ」と強要することである。

この年の1月18、19日の両日、東京大学の要請によって警察機動隊8,500人が出動、催涙ガス弾4,000発を発射するなどして、374人を逮捕した東大安田講堂の封鎖解除の例などを、この法案は学生たちに連想させたことであろう。大学立法の成立を急ぐ政府の高圧的態度、それが誘発するかもしれない大学の学生に対する高圧的態度 これらと補講を結び付けて見ていた学生たちには、補講は学生のストライキ権の否定、学生自治の弾圧の象徴に見えた。7月10日からの夏期休暇中、学生たちは表立った動きは見せなかったが、大学立法が衆・参両院で実質審議なしに与党の強行採決によって8月3日に成立したこともあって、学生たちは補講を阻止する決意を固めていたのである。革マル、中核、民青系学生たちの間には、この点での違いはなかった。あったのは阻止のための戦術の違いだけである。教養部会は教養部長室占拠事件が起こる前に、2度も大学立法について討議していたし、8月中旬には、多数の教養部教官有志が反対声明を出して関係方面に発送していて、大学立法に対する批判意識は多くの教官の中にあっただが、学生たちが補講を大学立法と結び付けて阻止の対象と見ていることには気付かなかったのである。

学生による校舎封鎖

発端 前期の授業最終日の9月24日午後、革マル系学生ら約40人が、松尾秀邦教養部補

導委員長を学生会館大ホールに連れ込んで大衆団交（いわゆる学生の団交）し、学生のストライキ権を否定する補講をやめよ、教養部長との団交を認めよ、などと要求した。その後、団交場所を教養部校舎に移すとともに、校舎を封鎖した。これを知った中核系学生ら約60人は、正面玄関の封鎖を鉄パイプ、火炎ビン、投石などで排除して押し入り、放水、投石などで応戦した革マル系学生らを追い出して、再び校舎を封鎖し、補講粉碎、大学立法発効粉碎、団交勝利などのアピールを掲げた。こうして、10月18日までの校舎の封鎖が始まった。追い出された革マル系学生は、かねてから拠点にしていた法文学部校舎を、「中核系学生の襲撃を防ぐ」という名目で、封鎖に近い「半バリケード」状態にして立てこもった。なお、これらの学生の主体は学部学生で、他大学からの「外人部隊」も含まれていたと言われている。

3派学生の動き 「学園紛争」にかかわった学生運動団体は、大きく分けると革マル系、中核系、民青系の3派である。9月24日に革マル、中核両派が衝突した原因は、革マルの立場が、教養部長と団交して補講中止を要求し、要求が通らなかった場合には、補講を實力で粉碎するために校舎を封鎖することだったのに対して、よりラディカルな中核の立場は、補講の實力粉碎だったことである。これに対して民青は、補講と校舎封鎖のいずれにも反対であった。こうした立場の違いのために、中核が教養部校舎を鉄パイプ、火炎ビン、投石で攻撃すれば、革マルは放水、投石で防戦し、追い出された革マルが同校舎を投石で攻撃すれば、中核は同じく投石で防戦する。法文学部校舎を中核が鉄パイプ、火炎ビンで攻撃すれば、革マルは投石、放水で防戦する。両派ともにヘルメット、ゲバ棒、覆面姿で集団示威行進し、非難の応酬の果てに殴り合う。民青も「暴徒から学園を守る」と称して、一時、ヘルメット、ゲバ棒で武装し、革マルと投石、殴り合い、あるいは3派三つどもえのマイクによる非難合戦等々、こうしたことが9月24日から10月初旬にかけて、連日のように繰り返され、城内キャンパスは騒然とした雰囲気にも包まれた。負傷者も少なくなかった。

一般学生の動き はじめは「試験はいつか、いつ学部に進学できるのか」などと言っていた一般学生の中に、権利意識が芽生え始め、中核、革マルの行動を「セクト主義」と批判する一方で、学生のストライキ権を認めない大学の態度を非民主主義的だと感じ始めるようになった。9月末ころから、グループごと、クラスごとの討論がキャンパスの各所で始まり、10月に入ると一層活発になった。クラスごとの討論には、しばしば担任教官の姿が見られた。

教養部学生自治会執行部の動き はじめは教養部校舎前で「学生集会」を開いて、封鎖反対を叫んでいたが、10月4日に北國講堂（北國新聞旧社屋内施設）で、7日には卯辰山相撲場横の広場で、16日（学年暦では後期の授業開始日に当たっていた日）には体育館で「学生大会」を開いた。4日と7日は、執行部と反執行部が激しく対立したまま「休会」となったが、16日の大会では、執行部が提案した、補講粉碎、教養部会糾弾、3項目要求（教養部会は大学立法に非協力宣言をせよ、ストライキ権と団交権を認めよ、7月4日

第12章 教養部（教養教育機構）

の教養部会告示を撤回せよ）貫徹、校舎バリケードの学生による自主的解除、大学立法実質化阻止 これらのために1ヵ月間のストライキ権を確立する が採択された。教養部会の動き 教養部は職員会館や紅梅荘（現KKRホテル金沢）で連日臨時教養部会を開き、9月25日には補講中止を、27日には同日から始まる予定の前期試験を「試験が可能になるまで延期」することを決定した（このため、2年生が10月4日までに前期試験を終えて、10月16日に学部に進学することが不可能になり、影響が全学に及ぶことになった）。また、封鎖中の学生に直ちに退去するように、校舎に向けて掲示板を立てたり、退去して話し合いに応じるように、との呼び掛けをマイクで繰り返したり、クラス担任教官とクラス学生との話し合いを重ねたりしたほか、「教養部学生諸君に」と題する文書を10月18日までの間だけでも3通郵送した。これは教養部会の考え方の変化を知る上で、興味深い文書である。

9月27日のNo. 1では、補講をするのは大学の責務であり、学生のためでもある、一部学生の行為は大学の自治を自ら損なうものである、とした上で、学生とルールを踏まえて話し合いたいと思っているので、学生は教官の意を酌んで「慎重に行動してほしい」と述べている。

10月3日のNo. 2では、教官はルールを踏まえた話し合いを望んでおり、そのために必要な、議長団の選出方法や議事運営方法についての事前折衝を、学生が選んだ自治会執行部と始めたいと思うのだが、立場が違う人たちがいて、自分たちのイニシアティブで集会を開こうとしているため、どこかと折衝を始めると、学生間の対立を激化させることになる、とした上で、「どうすればよいかを諸君自身が考えて表明してほしい」と述べている。

11日のNo. 3では、学生に選ばれた自治会執行部は学生を代表するものだと考えるので、執行部と教養部集会の事前折衝を始めたい、とした上で、「諸君自身の建設的な意見を自治会に反映してほしい」と結んでいる。

ところが、学生との話し合いの核心になるストライキ権については、教養部会の意見は二つに割れていて、例えば9月30日の教養部会では、二つに割れた状況をクラスの学生にぶつけてみることにしよう、と申し合わせている始末である。だからマイクによる学生への呼び掛けも、クラスの学生との話し合いも、実りあるものにはなり得なかったし、教養部集会が開かれたとしても、教養部長は学生の質問に答えるべきものを持ってはいなかったのである。この状況を打破するためには、後に述べるように、教養部改革問題検討委員会が10月13日付けで提出した、学生の地位やストライキ権などに関する第2報告の集中審議が必要だったのである。

封鎖解除 10月16日夜半、中核系学生はひそかに校舎から退去し、これを知った革マル系学生数人が替わって校舎に入った（中核系学生は、反日共系学生の全国組織が10月21日以降に東京で計画していた「総反乱」に合流するために、東京に行ったとか、富山大学に行ったとか、様々に推測されている）。こうした校舎の状況を知った大学側は、17日午前、教養部教職員と学生部職員約100人を動員し、革マル系学生を引きずり出して封鎖を

解除したが、1時間後に武装して押し掛けて来た60数人の革マル系学生によって、校舎は再び封鎖された（なお、大学側の実力行使を計画したのは、教養部長や評議員など、一部の教授層であった。教養部会は実行の直前に召集されてそれを指示された。教養部教官の多くは、現場に出向きはしたが、実力行使には加わらなかった。一方、学生自治会執行部は抗議集会を開いて「教官の権力ペース」に抗議した）。しかし、18日午後、革マル系学生は自主的に退去し、9月24日から続いていた封鎖は解除された。教職員は直ちに火炎ビンなどの除去や、見るも無惨に荒らされていた校舎の清掃修理に取り掛かった。

教養部集会と「学園紛争」終結

予備折衝 教養部会は封鎖解除後、教養部集会の開催を急いだ。10月16日の学生大会で決議された1ヵ月間のストライキが期限切れになる前に、学生との話し合いを済ませ、期限切れ直後の11月17日から前期試験を始め、引き続いて後期授業に入らないと、1970年度の入学試験に支障が出る恐れがあるからである。そのため、教養部改革問題検討委員会第2報告の集中審議を始めるとともに、7人の予備折衝委員を選び、教養部集会の開催に向けて、10月29日から折衝に入った。

第2報告の審議では、ストライキを「学生が講義を受ける権利を自ら放棄して教官に抵抗する抵抗権の正当な発動」と見る報告の立場について激論が続いたが、11月初旬には、教養部会の大勢はほぼ報告の立場を了承するようになっていて、11月7日付けの「教養部学生諸君に」No.7で、その旨を学生に通知している。

しかし、教官7人と学生29人（クラスごとに選ばれた27人の「ストライキ実行委員」と学生自治会正・副執行委員長）との間で始まった予備折衝は難航した。その原因は、折衝は公開で行われ、教官、学生の傍聴を認めたと、傍聴学生の中に「学生自治会主導の予備折衝反対」を叫んで、妨害する者が多数いたこと、学生側が、教養部集会を責任者である教養部長1人を相手に、学生が衆を頼んで要求をのませようとする大衆団交と位置付け、学生側の発言者には制限を設けないが、教官側の発言者を部長に限ろうとしたのに対して、集会を「教官と学生の話し合いの場」と位置付けていた教官側が、それに反対したためである。11月7日の第4回折衝のごときは、混乱に終始したあげく、学生が教官を夜遅くまで折衝の場に軟禁する騒ぎになった。このため教養部会は、入学試験に支障を来さないようにするために、11月17日から試験を行い、続いて授業に入ることにし、予備折衝は授業と並行して行うことにし、11月10日付けの「教養部学生諸君に」No.8と、12日付けのNo.9でその旨通知したところ、学生側から痛烈な二つの反応が返ってきた。

第1は、11月12日夜、革マル系学生80人が、試験強行実力阻止、佐藤首相訪米粉砕をスローガンにして、教養部校舎を封鎖したことである。臨時教養部会では警察力導入論が噴出した。「また封鎖か」という思いがあったためと、入学試験への影響を恐れたためである。1969年度入学試験の中止に追い込まれていた東京大学と東京教育大学の二の舞になる恐れが、大学立法の存在と結び付いて、教養部会の雰囲気を変えた。1、2

第12章 教養部（教養教育機構）

の教官が「警察力は少数の学生を校舎から追い出すことはできても、大多数の学生を試験や授業のために校舎に連れてくることはできない」と、やっとの思いで発言したことで、警察力の導入は辛うじて防がれた。14日午後、教養部ストライキ実行委員会や、これを支援する法文、教育、理学部の「自治会系学生」約300人が、ヘルメット、ゲバ棒、投石よけベニア板の盾で武装し、革マル系学生と、20数人の負傷者を出す攻防の末、この封鎖を「自主的に解除」した。教官たちは「沈痛な顔をして見守るだけだった」（新聞報道）。

第2は、学生自治会が15日に学生大会を開いて、ストライキの1ヵ月間延長を決議したことだった。こうした事態に教養部会は、予備折衝での一定の譲歩を余儀なくされ、11月22日の折衝で、11月27日に体育館で教養部集会を開くことで合意した。革マル系学生はこの合意を、民青系学生と教養部会幹部の不当な「ボス交渉」だと非難し、折衝に関与した教官のうち3人を24日午後から法文学部校舎に拉致・軟禁して妨害を図ったが、25日午後、学長命令で出動した多数の城内部局教官と事務局職員らが3教官を救出した。

教養部集会 教養部会がストライキに関する第2報告の立場を了承するようになっていたころ、学生自治会も、ストライキを正当な抗議形態、抵抗権の発動と認めること、学生自治会からの要求があれば団交に応じること、の2点に要求を絞り始めていたので、教養部集会（団交）での合意は容易だろうと思われていたが、実際には難航した。その原因は、教官側が、ストライキは抗議や抵抗の最後の手段であるべきで、その前に、教官と学生が十分に協議すべきだし、教養部と関係のない政治問題や、教養部会の一存ではどうにもならない問題を理由にしたストライキは困る、と考えて、一定の歯止めをしようとしたのに対して、学生側はそれを学生自治の侵害と見たためである。

集会が難航しているさなかの12月下旬に、大学立法を強く意識させる事態が起こった。文部省から「教養部のストライキの解決と授業再開のメドが立たない限り」12月末に予定されていた「1970年度入学試験募集要項の発表を控えるように」との意向が伝えられたのである。中川善之助学長が毅然とした態度でこれに対処した結果、要項は12月27日に発表されたが、教養部会は事態を早急に解決する責任を、より強く感じざるを得なかった。

1970（昭和45）年1月早々に大詰めの予備折衝を矢継ぎ早に5回もした上で開かれた、1月14日の第6回教養部集会において、ようやく最終的な合意に達し、室木彌太郎教養部長代理（竹村松男部長は疲労による病氣療養中）と学生自治会執行委員長浦崎修との間で、次の確認書が交換された。

確認書

教養部会は従来の大学の自治についての考え方を改め、今後、新たな自治の創造のために学生とともに努力する。

一、学生の自治活動について 教養部会は、教養部学生自治会を唯一正式の自治代表組織として公認する。

一、団交権について 教養部会は、教養部学生自治会から交渉の要求があった場合、団交

に応じる。大衆団交の形態については、当面、11.22の確認書に基づいて行う。

一、ストライキ権について 教養部会は、学生のストライキを抗議形態として認める。

以上の事項を確認する。

1970年1月14日

「学園紛争」の終結 教養部は1月17日に臨時教養部会を開いて確認書を賛成多数で承認し、学生自治会がストライキ中止を決めたのを受けて、1月21日の臨時教養部会で、1969年度前期試験日程（2月2日～7日）、同後期授業日程（2月9日～5月2日）、1970年度前期授業日程（5月4日～10月3日）を決定した。こうして、1969年6月23日に始まった「学園紛争」はようやく終わった。

この後学生自治会は、安保条約延長反対、学寮費・授業料値上げ反対、沖縄返還協定反対などをスローガンにして、6回ほどストライキをしているが、こうした学生運動も、1974年以降急激に終息に向かった。

金沢大学の内外における「学園紛争」が教養部に遺したものは何であったのか。それは、後に述べる教養部改革であろう。改革案を作成した教養部改革問題検討委員会の設置と活動は「学園紛争」と密接に関係していたし、その案をたたき台にしてなされた改革も「学園紛争」期に芽生えた教養部教官の真摯な改革意欲が、紛争終結後も持続したことによって可能になったのである。

（2）教養部改革と教養部会

教養部改革問題検討委員会

教養部会は1969（昭和44）年2月25日に教養部改革問題検討委員会の設置を決定し、同委員会は3月17日に発足した。1年の任期が終わった後、教養部会は委員を一新した新しい委員会を、1970年5月に発足させた（前のものを第1次検討委、後のものを第2次検討委と表記）。このうち、教養部改革に重要な役割を果たしたのは第1次検討委の方である。そこで順序は逆になるが、まず第2次検討委について簡単に述べた後で、第1次検討委について詳しく述べることにする。

第2次検討委は、1971年2月に報告を提出して、

教養科目を前期に、専門科目を後期に行う方式を改めて、両者を1年次から4年次まで並行して行うようにすること

教育・研究の組織をこれに応じて改めること

を提案した。このうち の部分は、教養部会で基本的に了承され、全学の委員会に教養部から提案されたが、専門科目の拡大だけに、関心を持つ多くの学部への了承を得られずに終わった。もしこれがその当時から全学で前向きに検討されていたならば、教養部の廃止に至るその後の動きはもっと違ったものになっていたのではないかと思われる。

第12章 教養部（教養教育機構）

第1次検討委の設置 設置の提案は若手教官層からなされた。大学の現状に対する彼らの批判的意識の高まりがその背景としてあった。例えば、教授だけで構成する教授会によって人事と予算が決定されていたことや、学部の意向だけで学生増募が行われ、教養部が多数教育を強いられて、教育の質的低下を余儀なくされていたことなどへの批判が提案の背景としてあった。

しかし、国の内外で体制批判の運動が数年前から高まっていたこともまた、その背景としてあったと言える。例えば、1966（昭和41）年に早稲田大学で授業料値上げ反対、学生会館運営参加要求のストライキが起こり、これをきっかけに、学生会館の運営に学生の参加を要求する運動が金沢大学を含む多くの大学に波及した。1967年には、明治大学、国際基督教大学、法政大学などで「学園紛争」が激化したし、佐藤首相の南ベトナムやアメリカ訪問に反対する学生デモ隊と警官隊が衝突した第1次・第2次羽田事件が起こり、アメリカではベトナム反戦運動が高まった。1968年には、東京大学、日本大学などで「学園紛争」が始まったほか、原子力空母佐世保港入港反対運動、反戦デモ隊の新宿駅占拠などが起こり、アメリカでは、キング牧師の暗殺に端を発した黒人の抗議闘争が高まり、フランスでは、貧弱な教育環境に対する学生の抗議行動から始まった5月革命が起こっていた。1969年1月には「東大闘争」支援の学生たちによる御茶ノ水駅とその周辺道路の占拠、東大安田講堂での占拠学生と機動隊との攻防などがあった。こうした運動の高まりを反省の資として真摯に受け止めようとする若手教官層の意識が、第1次検討委設置提案の間接的背景としてあった。

要するに、学生の「暴力」を伴った問題提起に押されて改革を考え始めるのではなく、それに先立って自ら改革を進めようとしたのである。これは教養部が教養部報を発行した態度と似ていると言える。「学園紛争」が起こった後で、その解決に資する目的で、学生への広報活動を始める大学が多かったが、教養部会は教養部で「学園紛争」が起こるはるか以前の1968年1月に、教養部報の発行を決め、同年5月に8ページ立ての創刊号を出して以来、年2回のペースで発行を続けていた。これは学生への一方通行的な広報ではなく、教官と学生の座談会などの形式で、学生の声も積極的に取り上げて、教官と学生の交流の場を作り、教養部教育の充実を目指したものであった。このように、時代の動きから学びつつ、早めに改革を進めようとする態度が教養部会にあったことは特筆してよいであろう。

もっとも、設置提案に対する教養部会の反応の中には好意的でないものも含まれていた。委員会の名称がそのことを示している。提案者が考えていた「教養部改革委員会」という名称に対して、「教養部に改革すべき問題がある、と決めてかかっているような名称はおかしい。そうした問題があるか否かの検討から始めるべきだ」という異論が教授層の一部から出て、「教養部改革問題検討委員会」という名称になったのである。

なお、委員は教授2、助教授・講師4、助手1、事務官1という身分差に強くこだわった構成になっていた。

第1次検討委の活動 第1回委員会を1969（昭和44）年3月19日に開いてから、翌年2月初めに第3報告を出して任務を終えるまでの間に、緊迫していく教養部の情勢（学生による校舎の封鎖やストライキの発生など）の中で、精力的な審議を続け（記録が保存されている12月末までだけでも、43回もの審議を行い）、次々に提案や報告を行って、教養部の「学園紛争」の解決や教養部のその後の在り方に大きな影響を与えただけでなく、金沢大学全体にも少なからぬ影響を与えた。以下、順を追って述べる。

学生増募に関する提案 委員会は、学部の意向だけで学生増募が行われ、教養部が多人数教育を強いられることで教育の質的低下を余儀なくされている現状を打破するためには、学部が増募を計画する場合にあらかじめ教養部と協議し、その同意が得られない限り、概算要求を評議会に提出しない慣行を確立する必要があると考えた。これを教養部会の決議として評議会に申し入れるよう提案し、1969年4月22日の教養部会で可決された。

この申し入れは、当時の評議会では聞き流されたただけだったが、教養部ではこのことの重要性が強く意識されるようになり、1970年5月14日の臨時教養部会で再度これが決議され、5月の評議会で教養部選出の評議員がこれを強く主張した結果、新制大学教養教育を旧制高等学校教育と重ね合わせる形で重要視していたと言われている中川学長の支持もあって評議会の了承を得、その申し合わせ事項となった。

こうして、教養部の同意なしには学生増募ができないという、他大学に例を見ない慣行が確立した。この結果、教養部がやむを得ず増募に同意する場合でも、学生10名増につき教養部教官1名増になるように、増募に伴って文部省から教養部に配当される教官（普通学生20名増につき1名）に加えて、学部に配当される教官の一部を教養部に流用してもらうことを同意の条件にすることもできるようになった。これは「金沢大学方式」として広く知られるようになり、他大学教養部の羨望的になる一方で、学内からは「金沢大学の発展を阻害する」という批判を受けることにもなったのだが、この方式が金沢大学における教養部教育の質的低下を防ぐ上で、かなりの役割を果たしたことは確かである。

なお、1980年代中ごろ以降、一つには文部省の指導によって、学部から教養部への教官定員の流用が困難になったこと。また一つには、18歳人口の急増による大学への入学難に対処するため、文部省が学生定員の臨時増加の方針を打ち出して大学への指導に乗り出したことによって、評議会の前記申し合わせ事項は、教養部の抵抗にもかかわらず、なし崩し的に空文化していった。

第1報告 「カリキュラムについて」と題された第1報告は、1969（昭和44）年9月10日付けで提出された。多くの大学で、「学園紛争」を通じて「古い大学」への批判が相次いでいる中で、教養教育の責任部局としてそれを改革し充実させたいという情熱にあふれており、教養部が廃止された今日から見て、感慨深いものがある。この報告によって教養部にカリキュラム改革の気運が高まり、大幅な改革が可能になっていったのだが、第1報告の内容やその後の改革の動きについては、後の「カリキュラム改革」の項で述べるとおりである。

第12章 教養部（教養教育機構）

第2報告 「学生の地位 学生参加 ストライキ権 学生処分 政治活動等について」と題された第2報告は、教養部の「学園紛争」のさなかである1969年10月13日付けで提出された。管理化の度合いを強めつつある高度産業化社会の体制に、自由を求めて「異議申し立て」をする若者の反抗が世界的な広がりを見せていた時期において、体制への「造反」を「有理」とであると主張する若者の心情に、できるだけ謙虚であろうとする姿勢が、この報告には目立っている。社会の体制がその後も管理化の度合いを強めつつあるにもかかわらず、学生たちの態度が反抗から順応に変わったように見える現在、また、一般に大学の教官が大学の管理と教育の両面において、学生に対して管理者・支配者であらざるを得ないことに、当時の心ある教官が抱いていた自省の念が薄らぎつつあるように見える現在、この報告は、一種の感慨と隔世の感を催させる内容になっている。

I 大学の意義と大学の自治 II 大学における学生の地位、教官と学生の関係 III 学生参加 IV いわゆるストライキ権 V 学生処分 VI 政治活動の六つの部分から成っている。そのうち、特に重要なII～IVについて述べる。

IIでは、教官と学生は理想的には大学の平等な構成員であり、「大学の自治」と「学問の自由」の担い手であるべきなのに、現実には管理と教育の主体と客体の関係になっているので、理念と現実のギャップをできるだけ埋めることが望ましいとしている。

IIIでは、教官と学生は大学の平等な構成員であるから、学生も理想的には種々の事項の決定に参加すべきであるとして、学生運動の中で出されていたいわゆる「学生参加」の要求に原理的な理解を示している。その上で、現行制度上の制約の下でも可能だと思われる学生参加の内容や方法を具体的に示している。例えば、学生の福利厚生費、学生図書費、課外活動費の使用法、学生の活動を規制する規則の制定、学生処分、カリキュラムの編成などに学生の参加を認めている。

IVでは、IIで述べた理念と現実のギャップを埋めるために、学生には教官に抵抗する権利（抵抗権）を認めるべきだとした上で、当時多発していたストライキを、学生が講義を受ける権利（受講権）を放棄して行う抵抗とみなすべきこと、学生大会の決議に基づく場合に限りストライキを抵抗権の正当な発動として尊重すべきこと、したがって、もしも少数の学生がストライキに反対して登校したとしても、教官は講義をすべきではないこと、ただし、学生大会の招集者、成立条件、議決の方法などは学生の自治に任せるべきで、ストライキの承認の条件にすべきではないこと、などを主張している。

第2報告の審議と影響 第2報告が出されたころ、教養部の校舎は一部の学生によって封鎖されており、事態の打開のため大学の職員会館や紅梅荘で部会が頻繁に開かれていた。第2報告は10月中旬から11月初旬にかけて、そこで集中的に審議された。校舎の封鎖に対する反発が多く、教官に見られた上に、報告の内容を「余りにも学生寄り」と感じた教官が少なくなかったこともあって、緊迫した議論が交わされた。特に問題になったのは、

教官と学生を大学の平等な構成員と見ていること

ストライキを、学生が受講権を放棄して行う抵抗権の正当な発動とみなしていること

であった。例えば、ストライキを不当とみなす教官から「教官には講義をする権利があり、学生には講義を受ける義務がある。ストライキは学生の義務の不履行であるばかりではなく、教官の権利の不当な侵害である」という批判が出たのに対して、「給料をもらっている教官にあるのは、講義をする義務であって権利ではない。一方、授業料を払っている学生にあるのは、講義を受ける権利であって義務ではない。その権利の自発的な放棄であるストライキは、教官の義務の免除にはなっても、権利の侵害にはならない」と委員会側が切り返すなど、激しい応酬が続いた。しかし、審議を重ねるにつれて、批判は少しずつ下火になり、表立った異論は聞かれないようになっていった。そしてこのことが、教養部の「学園紛争」の解決を可能にしたのである。

第2節の1項で述べたように、学生自治会は11月に入ると、ストライキを学生の抵抗権、抗議形態として認めることと、ストライキの決議が正当な手続きでなされたかどうかは、学生の自治に属する問題なので、教養部当局はこれをせんさくしないことなどを、大衆団交で確認するように要求し始めた。このことは、第2報告の内容を何らかの方法で知った学生たちが、それを彼らの要求の整理や理論化に利用したことを物語っている。こうして学生たちの要求は、第2報告の審議を終えていた教養部会にとって受け入れやすい形のものに整理されたわけである。

教養部の「学園紛争」は、前の項で述べたように、室木教養部長代理が1970年1月14日の教養部集会で学生自治会代表と交わした確認書を教養部会が賛成多数で承認したことによって解決した。その骨子は、「教養部会は大学の自治＝教授会の自治という従来の考え方を改めて、新しい自治の創造のために学生とともに努力する」という趣旨の前文と、ストライキを学生の抗議形態として認める（つまり、尊重する）という項目であった。この確認書には後に全学補導委員会で批判が出たが、もしも教養部会が第2報告の審議をしていなかったとすれば、これは到底教養部会の承認を得ることができず、「学園紛争」は更に長期化したであろう。なお、第2報告は審議されただけで票決されることはなかったが、この確認書が承認されたことは、第2報告の中で特に問題になった前記の2点に関する限り、教養部会で事実上承認されたことを意味している。

第1次検討委第3報告

「教養部の管理について」と題された第3報告は、1970年2月2日付けで提出された。「学園紛争」の頻発と長期化を機に、政府は1969年以降、大学に対する管理の強化に乗り出していた。例えば、長期紛争中の大学に対して、文部大臣が閉校・廃校の措置を取れるようにした「大学の運営に関する臨時措置法」を国会での強行採決によって制定したり、科学研究費の事実上の決定権を日本学術会議から引き上げたり、金沢大学の入学試験募集要項の発表を、教養部の「学園紛争」を理由に差し止めようとしたりした。第3報告は、大学の自治のこうした危機的状況の中で、大学や教養部の管理の在るべき姿を考え、大学の自治と学問の自由を本当に守ることができるようにするためには、教官の非民主的な職

第12章 教養部（教養教育機構）

階的身分制をできるだけ無意味なものにすることによって、教官全員による平等で民主的な管理体制を作る必要があるという考え方を打ち出している。この考え方は、3年にわたる多くの曲折の末に、ようやく大筋で認められ、教養部の民主化に大きな役割を果たした。

I大学の管理 II教官の職階的身分制 III教授会 IV人事など11項目について、提案や見解を述べた部分と、IとIIについて詳細な追加説明をした「補足意見」の部分とから成っている。そのうち、特に重要なI～IVについて述べる。

I大学の管理 大学の自治と学問の自由を守るために、大学の管理が持つべき性格として、自治性、主体性、平等性、民主性、批判性など七つの性格が挙げられている。このうち、特に重要とみなされているのは、平等性と民主性の二つである。自治性、主体性、批判性などは、平等性と民主性が保障されてはじめて可能になるからである。なお、事務職員と学生も、理念的には、教官と平等な大学構成員であるが、両者の管理へのかかわりについて報告は次のように述べている。事務職員は、行政官として文部省の指揮系列に属す面があること、人事も教官と違って彼らの自治に任されていないことなどから、教官と共同で管理に当たることには大学の自治を守る点から見て疑問があるので、彼らを教官による管理への批判者として位置付け、批判の権利を認めるべきだとしている。また学生についても、種々の制約のために管理への平等な参加を認めることが困難なので、やはり批判者として位置付け、教官に対する交渉権とストライキ権を認めるべきだとしている。

II教官の職階的身分制 教授、助教授、講師、助手に分かれていて上から下への命令系統が存在し、教授だけで構成する教授会で、管理の要である人事と予算が決定され、部長や評議員など管理職の被選挙権も教授だけに与えられている職階的身分制 大学の管理の平等性と民主性の原則に合わないので廃止すべきであるとしている。特に講座制を取っていない教養部では、研究面でも教育面でも教官の間に違いがないので、この制度は実情に合わないとしている。

しかし、この制度を廃止するのに必要な諸法規の改正は早急には困難なので、差し当たり次善の策として、現にある身分差をできるだけ無意味なものにする方法が講じられるべきであるとしている。III以下はこの考え方で貫かれている。

なお、IIに付けられている補足意見では、教官の間に研究教育上の能力差がある以上、身分差があるのは当然である、身分差があることは昇進という努力目標があることで、これによって研究への励みが出る という反論が出ることを予想して、次のように述べている。

十分な能力と真摯な努力で輝かしい成果を挙げた者は、そのことによって十分に報われていると考えて、身分差などを求めようとしないのが、教官の見識だと思われる。

人を研究へ駆り立てるのは、真理への情熱と研究者同士の厳しい相互批判であって、昇進などであるべきではないだろう。昇進を研究への励みだと思うのは、教官の退廃であろう。

Ⅲ教授会 教養部の管理が教授だけで構成され、人事と予算を扱う教授会と、必要に応じて助手の出席も認められ、人事と予算以外の事項を扱う部会の二本立てで行われているが、これは平等・民主の原則に反するので、部会を廃止して教授会だけにし、助手を含む全教官でそれを構成するように改めるべきだとしている。

Ⅳ人事 最も注目されるのは、昇任人事に際して、現実にある身分差をできるだけ無意味なものにするために、年齢順に昇任させる方式か、あるいは全教官による投票（部長、評議員選挙と同じように、履歴書や業績などは公表せず、各自が自由な判断で選ぶ）方式が望ましいとしていることである。なお、当時教養部には講師の定員がないにもかかわらず、多数の講師があり、その分助教授ポストが空席になっていたが、これについては講師全員を速やかに助教授にすべきであるとしている。

第3報告の審議 この報告は、提出されたものの実質的な審議が行われなまま2ヵ月以上も放置された形になっていたため、不満を募らせた14人の若手教官から、これを審議するための臨時教養部会の開催要求が竹村部長に突き付けられるという異例の事態になった。このことは、革新的なこの報告に対する教養部内の反応に複雑なものがあつたことを示している。こうして、5月中旬になってようやく審議が始まり、6回にわたって討議された。

まず中心議題になったのは、教授会と部会の二本立ての管理方式を改めて教授会に一本化することであった。このこと自体にさほど異論は出なかったが、助手の教授会参加をめぐって意見が分かれた。学校教育法第59条第2項には「教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる」とあって、助手を加えても法に抵触する形にはなっていないにもかかわらず、金沢大学管理規程第14条第2項には「教授会には、その定める規則に基づいて、助教授及び常勤の講師を加えることができる」となっており、より基本的な法である学校教育法と食い違っていて、助手を加えると規程に抵触することになるからである。このため、新しい教授会は講師以上で構成すべきだとする意見と、規程の改正を評議会に要求しつつ、教養部教授会の申し合わせという内部措置の形で、助手を参加させるべきだとする意見が対立して決着がつかず、「一本化する」という基本方針が可決されただけで、その実施は先送りとなった。

なお、以上のほかに、職階的身分制の是非や、身分制を無意味にするような（業績評価を伴わない）昇任人事の方法の是非についても議論が及んだが、身分制に関連する諸法規の存在が壁になって意見が対立し、手詰まり状態に陥った。こうした局面を打開するため、一本化の実施方法や人事の方法を更に検討する人事問題検討委員会を設置することになり、1970年7月同委員会が発足した。なお委員は、第一次、第二次検討委と違って、身分差にこだわらずに選ばれた7名であった。

人事問題検討委員会と教授人事問題検討委員会

人事問題検討委員会（以下人事検討委と略記）は約4ヵ月後の1970（昭和45）年12月1日付けで、7章から成る詳細な報告を提出した。その基本的な立場は、本来大学に職階

第12章 教養部（教養教育機構）

的身分制はあるべきではないので、現にある身分差を制度上やむを得ない形式的な区別として受け取り、給与の差以外の意味を持たせるべきではないという考え方で、先の第3報告の立場を一步前進させたものであった。しかしこの報告では、第3報告と違って多くの箇所委員の意見がA・B2案や、多数・少数意見に割れている。それは、委員が統一見解を取りまとめることよりも、何が最善の方法なのか 例えば、基本の立場に忠実な方法を提案して教養部会を説得すべきか、または教養部会の承認を得やすくするために、現実の諸制約を考慮した、必ずしも基本どおりではない方法をやむを得ず提案すべきかといったことなど について、各自の意見を真摯にぶつけ合うことを優先させた結果であり、委員会が基本とそれを阻む諸制約の間で苦悩したことを物語っている。

この報告は、1971年1月から翌年10月まで、26回にわたって教養部会で審議され、その過程で幾つかの事項が決着した。しかし、教授への昇任人事の方法は決着がつかなかったため、新たに教授人事問題検討委員会（以下教授人事委と略記）を設置することになり、1972年10月末に同委員会が発足した。なお、委員は身分差にこだわらずに選ばれた5名であった。

教授人事委は、約4ヵ月後の1973年2月6日に報告を提出した。これは、教授、助教授の区別には単なる給与の差以外の意味を持たせるべきではないので、年齢順に昇任させるべきだという立場と、教授になるためには、博士号や「顕著な研究業績」などが必要であるとする、金沢大学教員選考基準第2条や大学設置基準第13条の立場とを、二つの条文の「多面的弾力的運用」によって両立させようとしたものであった。これは3回の教養部会審議の後に、同年3月20日の教養部会でごくわずかの票差で可決された。

こうして、第3報告に端を発した人事問題は、助手の昇任方法以外は、ほぼ第3報告に沿う形で決着した（当時の助手は、採用の事情や勤務内容が講師以上の教官と全く違っていたので、取り扱いが複雑過ぎて先送りせざるを得なかったのである）。以下、決着した事項順に説明する。

教授会一本化問題 この問題のポイントは、助手の教授会参加が前述のように金沢大学管理規程に抵触することであった。人事検討委報告では、助手の参加を教授会の申し合わせ事項とするという多数意見と、管理規程が改正されるまでは、助手を参加させるべきではないという少数意見に分かれていた。2回にわたる教養部会審議の結果、「本来助手は教授会構成員に加えられるべきものである」ことを票決によってまず確認した上で、審議の過程で教養部会メンバーから出された修正案に従って次のように決定した。管理規程が改正されるまでは、講師以上による教授会と、助手を含む部会の二本立てとし、教授会は人事の最終決定だけを行い、人事の実質審議を含むその他の事項は部会の所管とする。

この決定によって、教授会は人事案件の票決のために、ごく短時間開かれるだけのものとなった。こうして教授会一本化はできなかったが、管理の民主化のために教授に特別の権限を持たせないというねらいは完全に実現し、助手の権限をほかの教官なみに引き上げるというねらいもある程度実現した。

講師の昇任 9回にわたる教養部会審議の末、「大学卒業後5年（大学院修士・博士課程相当期間）以上の研究教育歴を持つ者」を助教授に昇任させること、昇任のために昇任人事委員会を作るけれども、その仕事は研究教育歴期間の確認にとどまることを決定した。これは、大学の教官になるためには、大学卒業後最低5年の勉学期間が必要であるという考えと、教官の間には、講師、助教授といった身分差は本来あるべきではないという考えを組み合わせたもので、人事検討委報告のA案に沿ったものであった。

この決定の後には、大学卒業後の研究教育歴が5年に満たない者は、よほどの理由がない限り、教官として採用されないことになった。なお、この決定によって、一挙に多数の講師の昇任人事が評議会に報告事項として出された時、数の多さに触発されたためか、業績や選考方法などについて、報告事項としては異例の質問が出た。このことが、助教授の昇任方法についての教養部会審議を一層難しくしたのである。

職階的身分制の否定 助教授の昇任人事の方法の審議が難航する中で、「教養部としては単一教官制が望ましい」ということを、圧倒的な大差で確認した。これは人事検討委のメンバーから出された確認動議であったが、この可決によって、少なくとも教養部にとっては、職階的身分制は望ましくないという第1次検討委第3報告と人事検討委報告を貫く基本的な立場が、教養部会ではじめて確認されたのである。

助教授の昇任 これに関する人事検討委報告は、8回にわたる教養部会審議の末、基本的な立場に忠実なA案と、A案の趣旨に沿いながら業績審査の手順は踏んでおこうとする、室木部長から出された修正案はともに少差で否決され、教養部の内状に配慮してやや複雑な内容になっていたB案は大差で否決された。単一教官制が望ましいことを大差で確認したにもかかわらず、教授への昇任には業績審査が必要だと考えて、助教授・教授の身分差を無意味なものにするような機械的な昇任方法に抵抗を感じずの教官が、年齢にかかわらず少なくなかったし、講師の昇任の際の評議会の反応も教養部会審議に影響したからである。新たに作られた教授人事委が提出した報告は、「法令に定める教授・助教授などの区別が本来望ましくないものだとすれば、それには単なる給与の差以外の意味を持たせるべきではない」という趣旨の「前文」と、年齢順に昇任候補者を定めて選考委員会を作り、前記二つの条文に基づいて選考するとした「大綱」と、選考の方法は委員会に任せるが、委員会は選考に際して、「単一教官制が望ましい」という教養部会決定を尊重し、前記二つの条文を「多面的かつ弾力的に運用する」こと、教養部会への選考結果の報告の際「履歴書などの資料は必ずしも提出するを要しない」こと、などとした「細目」から成っていた。3回にわたる教養部会審議の末、1973（昭和48）年3月20日の教養部会で、まず「前文」が大差で、次にその他の部分が一括してごくわずかの票差で可決された。学年末で欠席者が多く、定足数ぎりぎりの教養部会での票決で、出席者がもう少し多ければ、可決されたかどうか疑わしい状況であった。

その後の経過と影響 助教授の昇任は、方法の審議が難航したにもかかわらず、その後は機械的に行われるようになり、選考委員会は、候補者が助教授の中で最年長者であること

第12章 教養部（教養教育機構）

を事務的に確認し、その旨教養部会に報告するだけになっていった。こうして、教授は「教官の中の単なる年長者」にすぎなくなったのである。身分差を無意味なものにするこの方式は（関連するほかの方式と相まって）その後の教養部の民主化に決定的な役割を果たした。しかし、他学部からは「いい加減な方式」と見られることが多く、管理運営の民主化に果たす重要性の面は、必ずしも理解されなかったように思われる。

なお、採用人事の方法については、集中的な審議は行われなかったが、人事検討委が提案していた徹底した公募方式が、昇任人事方法の審議と並行する形で慣行として確立していった。こうして採用時には、公募によって、学閥や情実を排した厳正な選考を行い、採用後は、単一教官制の趣旨にのっとり機械的に昇任させる方式が定着した。

カリキュラム改革

改革の経緯 教養部改革問題検討委員会は、前述のように、教養部の「学園紛争」が大きな山場にさしかかる直前の1969（昭和44）年9月10日付けで、第1報告「カリキュラムについて」を教養部会に提出した。当時のカリキュラムは、教養部が1963年に独立部局として発足する以前からのもので、教養課程を専門課程の準備段階と見なしがちな専門学部の意向を反映したものであった（表12-2参照）。第1報告は、教養部が教養教育の責任部局として、それまでのいわば「お仕着せなカリキュラム」を、教養教育の理念に即したものに改革することによって、一つには多くの大学で「学園紛争」を通じて出されていた「古い大学」への批判にこたえ、また一つには新しい「自前のカリキュラム」によって、自ら信ずる教養教育を行うことを提案したのである。

これによってカリキュラム改革の気運が高まり、「学園紛争」が終わりに近づいていた時期である1970年1月13日の教養部会の決定によって、第1報告をたたき台にしたカリキュラム改革の検討が、学科課程検討委員会と教務委員会の合同委員会によって始められた。その作業は1971年度に入って急速に進み、同年10月に、それまでのものを大幅に改革した新カリキュラムが作成され、1972年度から実施された（表12-3参照）。1963（昭和38）年に発足した教養部は、「自前のカリキュラム」を持つに至った1972年に、ようやく名実ともに独立部局となることができたと言える。なお、このカリキュラムは1990（平成2）年末から始まった、いわば第2次のカリキュラム改革までは、大筋で変わるところがなかった。

第1報告の内容 I一般教育の理念 II「カリキュラムの改訂試案」の二つの部分から成っている。

Iでは、新制大学の発足に当たって、知・情・意を兼ね備え、総合的知識と価値判断力を持った「全体的人間」の形成を目指す一般教育が、専門教育と相補的關係に立つべきものとされていたにもかかわらず、実際には、見るべき成果を上げることができずにいるとして、その原因を、

人口の都市集中に伴う大学の規模の急速な拡大

生産技術偏重の社会的風潮に根ざす理工系学部の強化と、文系学部とりわけ教養部への財政措置の貧困

一般教育担当教官の不足とそのマスポロ化

理工系学部のカリキュラムの過重負担による自学自習意欲の喪失

などに求めている。その上で、現代社会の技術化や組織化が生み出す人間疎外現象に対する批判と反省の理念として、一般教育の理念が改めて追求されるべきことを強調している。

IIは現行カリキュラムの改訂試案である。その中で特に注目されるのは

一般教育科目のうち、文系学部に対する自然科学、理系学部に対する人文、社会科学は、内容に総合科目的性格を持たせて、総合的知識を与えるようにすること

社会科学に分類されている心理学、地理学等は人文科学にも読み替えられるようにすること

理学部、薬学部、工学部の自然科学系一般教育科目が、学部、学科ごとに指定されているのを改めて、教養課程にふさわしく、学生の自由な選択に任せること

表12-2(1) 教養部在学中に修得すべき科目および単位数(1964年)

学部	科目の種類	科目の系列	所属学科	必修すべき科目および単位数	選択履修すべき最低科目および単位数	3学期(医学進学課程4学期)間に履修すべき合計単位数および備考
法文学部	一般教育科目	人文科学	全科		3科目 12単位	54 ないし 58 単位以上 フランス語、ロシア語および中国語をそれぞれ8単位修得しようとする場合は一般教養課程において6単位を、残りの2単位は専門課程に進学した後に修得するものとする。
		社会科学	全科		3科目 12単位	
		自然科学	全科		3科目 12単位	
	外国語科目	全科		2カ国語の場合は各8単位(計16単位)、3カ国語の場合はそれぞれ8・6・4単位(計18単位)		
	保健体育科目	全科	講義 2単位 実技 2単位			
教育学部	一般教育科目	人文科学	全科	倫理学4単位または哲学4単位	2科目 8単位	56 単位以上 保健体育実技には必ず水泳実習を含むこと。
		社会科学	全科	日本国憲法2単位	3科目 10単位	
		自然科学	全科		3科目 12単位	
	外国語科目	全科	英語 8単位	英語以外の1外国語4単位		
	保健体育科目	全科	講義 2単位 実技 2単位			

表12-2(2)

学部	科目の種類	科目の系列	所属学科	必修すべき科目および単位数	選択履修すべき最低科目および単位数	3学期（医学進学課程4学期）間に履修すべき合計単位および備考
理学部	一般教育科目	人文科学 社会科学	全科		3科目 12単位	62単位（ただし地学科は63単位）以上
			全科		3科目 12単位	
		自然科学	数学科	数学、物理学各4単位 物理学実験1単位	化学、生物学、地学より2科目8単位 化学実験、生物学実験、地学実験より1科目1単位	
			物理学科	数学、物理学、化学各4単位 物理学実験、化学実験各1単位	生物学、地学より1科目4単位	
			化学科	数学、物理学、化学各4単位 化学実験1単位	生物学、地学より1科目4単位 物理学実験、生物学実験、地学実験より1科目1単位	
			生物学科	数学、生物学各4単位 生物学実験1単位	物理学、化学、地学より2科目8単位 物理学実験、化学実験、地学実験より1科目1単位	
	地学科	地学4単位 地学実験1単位	数学、物理学、化学、生物学より3科目12単位 物理学実験、化学実験、生物学実験より2科目2単位			
	外国語科目	全科	英語、ドイツ語各8単位			
	保健体育科目	全科	講義 2単位 実技 2単位			
	基礎教育科目	自然科学	数学科	基礎数学A 2単位 基礎数学B 2単位	必修科目と合わせて基礎教育科目2科目4単位となるように選択履修しなければならない。	
物理学科			基礎物理学2単位 力学2単位			
化学科			基礎化学2単位			
生物学科			基礎生物学2単位			
地学科			基礎地学2単位			
						基礎数学A、基礎数学Bを各1科目と見なす。

表12-2(3)

学部	科目の種類	科目の系列	所属学科	必修すべき科目および単位数	選択履修すべき最低科目および単位数	3学期(医学進学課程4学期)間に履修すべき合計単位および備考
医学部	一般教育科目	人文科学 社会科学			3科目 12単位 4科目 14単位	74 単位以上 必修以外の外国語もなるべく履修することが望ましい。
		自然科学		数 学 物理学 } 各4単位 化 学 } 生物学 } 地 学 } 物理学実験 } 化学実験 } 各1単位 生物学実験 }		
	外国語科目		英語 8単位 ドイツ語 8単位 フランス語 4単位 および ラテン語 1単位			
	保健体育科目		講義 2単位 実技 2単位			
基礎教育科目	自然科学		基礎生物学2単位 放射線物理学 2単位	基礎数学 4単位 基礎物理学 2単位 } 基礎科学 2単位 } の3科目の中から2科目4 単位(基礎数学を選択す るときは6単位)を選択 履修しなければならない。 い。	8 ないし 10 単位以上	
薬学部	一般教育科目	人文科学 社会科学			3科目 12単位 3科目 12単位	63 単位以上 基礎数学、基礎物理学を聴講することが望ましい。
		自然科学		数 学 物理学 } 各4単位 化 学 } 生物学 } 物理学実験 } 化学実験 } 各1単位 生物学実験 }		
	外国語科目		英語、ドイツ語 各8単位			
保健体育科目		講義 2単位 実技 2単位				

表12-2(4)

学部	科目の種類	科目の系列	所属学科	必修すべき科目および単位数	選択履修すべき最低科目および単位数	3学期（医学進学課程4学期）間に履修すべき合計単位および備考
工学部	一般教育科目	人文科学 社会科学	全科 全科		3科目 12単位 3科目 12単位	56 単位 以上 土木工学科は左の一般教育科目のほか特に地学を聴講すること。
		自然科学	全科	数学、物理学、 化学 各4単位 物理学実験、化学 実験 各1単位		
	外国語科目	全科	英語 8単位 ドイツ語 6単位			
	保健体育科目	全科	講義 2単位 実技 2単位			
学部	基礎教育科目	自然科学	土木工学科	基礎数学 4単位 力学 2単位	基礎物理学、基礎地学（各2単位）のうち1科目2単位	8 単位 以上 各学科とも基礎教育科目はすべてこれを聴講することが望ましい。
			機械工学科 化学工学科 精密工学科	基礎数学 4単位 力学 2単位	基礎物理学、基礎化学、 図学（各2単位）のうち 1科目2単位	
			工業化学科 電気工学科 電子工学科	基礎数学 4単位	基礎物理学、基礎化学、 図学、力学（各2単位） のうち2科目4単位	

理学部と工学部に開設されている基礎教育科目は、教養課程が専門課程の単なる準備であるかのような印象を与えるので、その名称を廃止し、必要に応じて、一般教育科目あるいはゼミナールとして扱うこと

薬学部と工学部の専門科目が、教養課程の2年前期に開設されているのを廃止すること

複数の教官の共同研究に基づいた総合科目を開設すること

多人数教育の欠陥を補い、また、教官と学生の接触を密にするために、ゼミナール形式の授業を行うことなどである。

新カリキュラムの内容 主な改革点は次の5点である。

文系の一般教育科目を人文科学か社会科学かのいずれかに区分する伝統的な区分法は、学問的な根拠に乏しいので、文系の一般教育科目を、人文、社会両科学の総合科目として取り扱う（但し、音楽と美術は、将来教職に就くことを希望している者のための実技教育になっているので、総合科目的な教育に改められるまでは、人文科学として

残す)。

文系の一般教育科目は、人文科学3科目12単位、社会科学3科目12単位、合計6科目24単位が選択必修となっていたのを、4科目16単位に削減して、8単位を浮かし、浮いた8単位は、文系の総合科目からでも、自然科学系科目からでも、自由に選択できるようにする。これは、文系の学生が自然科学3科目12単位の必修に加えて、同科目を更に8単位選択履修できるようにする一方で、理系の学生が、文系総合科目4科目16単位の必修に加えて、同科目を更に8単位選択履修できるようにすることによって、専門の枠にとらわれない幅広い知識の修得を可能にしようとしたものである。

教養課程の独自性を明確にするために、次の四つの措置を取る。(ア)理学部、薬学部、工学部が、修得すべき自然科学系一般教育科目を指定していたのを改めて、文系学部と同じように、自由選択とする。(イ)理学部と工学部に開設されていた基礎教育科目を廃止して、一般教育科目に組み入れる。(ウ)薬学部と工学部の2年前期に開設されていた専門科目を削減する。(エ)文学部と教育学部と理学部の2年前期に開設されていた教職科目を削減する。

ゼミナールを開設する。これを教官に義務付けることはしないが、多数の開設を呼び掛ける。なお、ゼミナールを単位目当ての学生のものとしないうえに、進学に必要な単位には加えないことにする。

表12-3 教養部在学中に修得すべき科目および単位数(1972年)

イ 法文学部、教育学部、理学部、薬学部、工学部

科目の種類		修得すべき最少科目および単位数	
一般教育科目	人文系	4科目	16単位
	社会系	3科目	12単位
	自然科学系	自由選択	8単位
	人文系 社会系 自然科学系		
外国語科目	2カ国語それぞれ8単位	計16単位	
保健体育科目	講義2単位、実技2単位		
計			56単位

ロ 医学部

科目の種類		修得すべき最少科目および単位数	
一般教育科目	人文系	4科目	16単位
	社会系	3科目	12単位
	自然科学系	自由選択	8単位
	人文系 社会系 自然科学系		
外国語科目	英語およびドイツ語それぞれ8単位、 又は英語およびフランス語それぞれ8単位	計16単位	
保健体育科目	講義2単位、実技2単位		
基礎教育科目		8単位	
計			64単位

第12章 教養部（教養教育機構）

外国語は、理学部と薬学部と工学部が、英語とドイツ語を必修にしていたのを改めて、全学部とも、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語の中から2外国語を選択必修とする。ただし、3外国語修得可能なように時間割を編成する。

以上が新カリキュラムの概要であるが、委員会がこれをまとめるまでの経緯に触れておく。の(ア)の措置を取ることにについては、必修に指定されていた学科目担当教官の間に、また、の措置を取ることにについては、英語とドイツ語（とりわけドイツ語）担当教官の間にためらいがあった。受講学生数の激減を恐れてのことである。旧カリキュラムの重要改革点と見なされていたものへの、関係教官のためらいのために、1970年度中は審議が停滞していたが、人文科学と社会科学の必修を2科目8単位削減して自由選択に回すの提案が、1971年度に人文科学と社会科学の担当教官から出されたことによって、学科の利害よりも教養教育の理念を優先する雰囲気生まれ、審議が急速に進み、成案を得ることができたのである。

カリキュラム改革後の状況 教養部は新カリキュラム決定後に、専門学部へ承諾を求めた。専門への準備教育的色彩を一掃した内容に、特に理系学部が反発を示しはしたが、教養教育の責任部局の決定ならばやむを得ないと、結局は了承された。

の8単位の自由選択制は、文系の学生はそれを自然系科目から、理系の学生は文系科目から選択することを期待したものであったが、実際には逆の選択をする学生が多かったために、期待どおりに機能したとは言いにくい。しかし、旧カリキュラムのように文系の一般教育科目の必修が6科目24単位なのに、自然系は3科目12単位にすぎないのは教養教育としてはバランスに欠けているという認識が文系教官の間にあったので、この制度を元に戻そうとする動きは期待を裏切られた形の彼らの間からも出なかった。

ゼミナールについて言えば、開設を教官に義務付けなかつただけでなく、開設しても正規の授業担当時間数に算入しない、つまり、ボランティアの形でやることになっていたにもかかわらず、毎年多数のゼミナールが開設され、単位目当てでない熱心な学生が集まって、成果を挙げた。このことや、ユニークな の制度は、準備教育的色彩の一掃と並んで他大学教養部にあまり例を見ないものであり、教養部長会議などでも注目された。

最後に、カリキュラム改革後に行われためばしい事項を列挙しておく。

音楽と美術を総合科目的な内容に改めた。

第1報告で提案されていた、複数の教官の共同研究に基づく総合コースも、時折実施されるようになった。

総合的科目の重要性を認識して、文化人類学と科学技術文化史を、また、専門学部にはない魅力的な科目の新設を志して、西洋古典学・古典語と朝鮮文化を開設した。

語学教育を一層充実させるために、朝鮮語を開設したほか、英語、フランス語、中国語の外国人教師の採用にも成功した。3人も外国人教師を擁することができた教養部は、旧帝大系大学教養部以外にはなかつたのではないかと思われる。

なお、1980年代になると、教養部を学部へ改組しようとする「学部化構想」の模索が、

多くの教養部で始まったが、金沢大学教養部には、少なくとも1990年代のはじめころまでは、それに関心を示す教官はほとんどいなかった。そのため評議会で「改革意欲の欠如」を批判されたり、教養部長会議で「金沢大学はのんきですね」と皮肉られたりもしたのである。それでも、教養部がこの種の動きに加わろうとしなかったのは、学部化によって、教養部教官の専門志向や、学部教官との様々な格差是正の願いや、「自分の学生を持ちたい」という願いなどがかなえられる一方で、教養教育は専門教育担当教官となった人たちの片手間の仕事になりかねないため、学部化は教養教育の充実にはつながらないとの認識が、教養部内にほぼ定着していたからである。名目上はともかく、実質上は教養部教官の専門志向などを優先させた「組織いじり」よりも、教養教育充実のための前記のような努力や、教官各自の講義内容充実の努力の方が、教養教育の真の充実につながると、多くの教官は確信していたのである。

3 金沢大学「総合移転」問題と教養部

(1)「総合移転」問題の経緯

学内の将来計画検討作業に先行した「総合移転」構想（1974～1977年）

金沢大学の「総合移転」問題は、法文学部分離改組及び自然系総合大学院などの将来構想、県・市の金沢城確保の悲願、地元経済界の要望、政治家の利権などが複雑に絡んで生じてきた。1974（昭和49）年5月24日の評議会議事録では、「その他」の議事において、教養部の室木評議員から「城内キャンパスでは大学として発展する余地がないと思われるので、移転を考慮して将来計画を考える時期にきている旨の発言があり、学長から近い将来キャンパス問題を中心に各部長と懇談する会を設けることを考慮している旨の発言があった」と記されている。また、1975年11月28日、豊田文一学長は、「本学の施設に関する発展計画を検討するため評議会に委員会を設置したい」旨説明している。1976年6月18日の評議会では1977年度概算要求案が承認されているが、概算要求の後、将来計画検討委員会（以下将来計画委と略記）が設置されたのは、10月22日である。

しかし、このような学内での将来計画の検討作業に先んじて1975年9月に、石川県議会及び金沢市議会において本学の移転問題が取り上げられ、「大学が希望するなら、代替用地問題を含めて全面的に応援せよ」との発言が相次いだことを新聞は報じている。また、1976年7月13日には石川県経済四団体（石川県経営者協会、金沢商工会議所、金沢経済同友会、金沢青年会議所）が「金沢大学大学院博士課程等新設促進期成同盟」を結成している。したがって、学内における将来計画検討作業に先んじて、県・市及び地元経済界が本学の城内移転をも含めて動きだしていることになる。

第12章 教養部（教養教育機構）

本学の将来計画及び移転に関して決定的な意味を持つのは、1977年である。すなわち、同年5月中旬、海部文相、藤波自民党文教部会長、森同副部長、木田文部省事務次官、佐野大学局長、中西県知事及び豊田学長が金沢大学の将来計画について非公式の意見交換を行った。文部省側から「日本海側に一つの本格的な大学が必要だ。それは金大がふさわしい」との意向が示されたと報じられている。6月7日の北國新聞朝刊は6日に行われた大学局長のインタビュー結果を一面トップに掲げ、金沢大学の整備が1981年度から始まる高等教育整備後期5ヵ年計画の目玉として位置付けられていることを報じている。

「総合移転」に対する教養部会の決議（1978年11月7日）

1977（昭和52）年11月22日の第一回キャンパス問題に関する専門委員会（7月8日の評議会で設置決定、以下キャンパス委と略記）において、事務局長は、文化庁が城内地区の史跡保存に強い意向を示しているので今後城内での校舎増築は望めない旨説明している。これがその後の「総合移転」の口実となる。しかし、文化庁からの文書による通達や公式の行政指導があったわけではない。したがって、この「文化庁の意向」をめぐる学内に疑問の声が強かったが、大学自ら調査することもなく、これを独り歩きさせてしまったことがその後の学内議論を制約していくことになる。

1978年5月16日の将来計画委員は「今後総合移転をも含めて新しいキャンパスを求める方向で、キャンパス委において検討する」ことを確認している。なお、堀尚一理学部教授の『金大移転裏話』によれば、当時、法文学部分離改組につき法文学部内には「たこ足大学」になるとの理由から移転反対の声が強く、分離改組の概算要求返上の声まで出ていた。



写真12-1 城内キャンパス時代の教養部校舎

しかし、それでは大学の信用は失墜し「将来予想される総合大学院の要求に影響するかもしれない」と考えて、この反対理由をつぶすために「私は学長・事務局長と会談し総合移転を前提としてやることを条件に」キャンパス委員長を引き受けたとのことである。

ところで、11月7日の教養部会は、各部局の移転に関する態度を検討し審議を進めていくというキャンパス委の結論を受けて協議した結果、次のように決定している。

「現時点では移転は考えていない。但し、具体的な候補地と他部局の意向が明確になった段階で再考する可能性はある。」

11月16日のキャンパス委は、各部局の態度表明を受けて審議した結果、多数決でもって「(1)昭和55年度法文学部分離改組発足を前提にしつつも金沢大学の移転は、総合移転であるべきである。(2)各部局に対しては、この線に向けて一層努力することを要望する」との結論に達している。また、11月17日の評議会では、「移転問題については、キャンパス委の検討の結果を踏まえ、総合移転の方向で考えたい。これに伴う敷地について、関係機関との折衝を開始したい」との学長提案が了承されている。

しかし、この時点での「総合移転」については、城外部局を含めた文字どおりの総合移転か、城内全部局に限られた総合移転か、教養部を除く城内部局の移転か、医学部や同附属病院も含まれるのか、ということについて明確な学内了解があったわけではない。つまり、「総合移転」という言葉だけが独り歩きしていたのであって、その内容についての各部局の思いは区々に分かれていたといつてよい。12月13日の将来計画委は、「昭和55年度に分離改組を予定している法文学部に各部局が協力する」ことを確認したあと、「教養部を除く城内地区の各部局の移転に必要な土地を取得したい。また規模については学長に一任されたい」との学長提案を了承している。12月15日の評議会議事録では「総合移転を目的」とし、「折衝については学長に一任する」ことが確認されている。言うまでもなく、この時点での「総合移転」とは教養部を除く移転のことである。12月19日、学長は当時の中西知事に対して移転候補地の斡旋方を依頼したが、この時、三小牛地区は学内選考で落とすことにするから、学内世論対策上候補地に加えてくれるよう依頼している。これがいわゆる「三小牛あて馬」構想である。なお、『将来計画評論』No.17・18合併号によれば、12月20日の教職員組合との会見において、学長は「理学部が移るとすれば、そのあとを使うと考えている人もいるようだ。建物の耐用年数は48年と聞いているので、まだ20年くらいあることになる。教養部でそれなりに考えているだろう」と答えている。

移転候補地選定の経緯と「教養の森」構想（1979年10月）

1979（昭和54）年4月26日、移転候補地につき県・市から正式回答があり、(1)三小牛・内川地区、(2)金川地区、(3)角間・奥卯辰山地区、(4)神谷内・月浦地区の四つの候補地の地図と距離、面積、周辺施設、交通、用地の状況の概略を記した表が各部局に配付される。5月22日の教養部会では、キャンパス委の動向について詳細な説明がなされ、協議の上、「『総合移転』の候補地としては、いずれも適地ではない」旨キャンパス委で表明す

第12章 教養部（教養教育機構）

ることを票決により決議している。また、5月25日、キャンパス問題に関する学内専門家有志は、候補地選定をめぐる事態を憂慮して、「現在総合移転用地としてあげられている四地区は（中略）いずれも不適といわざるをえません。（中略）改めて学内専門家の意見を徴することを要望します」という意見書をキャンパス委員長に提出している。

しかし、移転候補地に関する各部局の意見は否定的もしくは極めて消極的であるにもかかわらず、キャンパス委では次のような決定事項と確認事項に達している。

〔決定事項〕 本委員会は、県・市提出の中から金川地区、角間地区（金川A地区を含む）三小牛地区が候補地となりうると考える。上記三候補地が適地か否かを判断するため今後すみやかに現地精査及び造成計画をする必要がある。／精査の結果、不適となった場合を考慮し、新しい候補地を用意する努力を開始すべきである。

〔確認事項〕 決定事項の後段は、三候補地を精査した結果において新候補地を用意するというのでは、時間的な問題があるので、「前段の三候補地の現地精査及び造成計画と並行して作業が進められること」を条件とする。

6月14～15日の評議会では、13時間に及ぶ議論が戦わされ、三小牛地区、金川地区及び角間地区（金川A地区を含む）を候補地として選定したあと、「前記候補地が、精査の結果、不適となった場合を考慮し、新候補地を用意する努力を開始する。検討方法等は、将来計画委に委ねる」ことを了承している。

7月7日の評議会では、学長から、「総合移転」の概算要求に関する文部省の関係局課の事前聴取などのため、本学的意思決定を明確にした書類を提出する必要があるとの説明があり、協議の結果、次の確認事項を決定している。

1．金沢大学は、将来計画構想の実現を強力に指向し、一層の整備拡充を期するため、総合移転を決定する。

2．総合移転の対象となる部局は、次の通りである。

法文学部（法学部、経済学部、文学部）、教育学部、理学部、薬学部、工学部、がん研究所、同附属病院、附属図書館、事務局、学生部、保健管理センター、複合材料応用研究センター

3．総合移転用地については、次の地区を候補地とする。

三小牛地区

金川地区

角間地区（金川A地区を含む）

4．候補地については、技術面における現地調査を行い、学内の意思を主体的に反映しつつ関係機関と折衝のうえ、学園としての最適な用地の確保に努めるものとする。

以上により確定した用地に総合移転することを確認する。

言うまでもないことであるが、教養部は移転対象部局に含まれていない。

7月13日の評議会では、7月11日に文部省で行われた事前聴取などの状況につき報告

されているが、その内容については記載されていない。しかし、『将来計画評論』No.34によれば、教養部が残り、城外部局が出る理由、金沢大学の総合移転とはどのようなことかなどについて文部省から質問があったようである。

ところで、1979（昭和54）年10月、新学長金子曾政は、次のような文書をもって県及び文部省と折衝した。いわゆる「教養の森」構想である。

金沢大学総合移転計画当面の問題について 金沢大学においてはすでに評議会の諒承を経て将来計画構想が纏められているが（54年8月）その実現には自ら緩急序があり、当面の問題を次の如く整理する（54年10月評議会）

- (1)法文学部分離改組の昭和55年度実現と城内の三学部移転を先ず断行する。
- (2)城外にある移転予定部局に就いては、それぞれ必然的成長と総合発展の為に、大学としてはその早期実現に努力する。
- (3)教養部に就いては、大学移転の城内が百万県民の教養の森となることを期待しつつ、当面は少なくとも新入生の一ケ年は城内で教育し、教養のシンボリック的存在として大学教育センターなどの諸施設と共に、大学と県民・市民とを結ぶ絆としたい。

これ以降、移転問題は金子学長の「教養の森」構想をめぐる推移することになる。11月27日の評議会では、11月22日に文部省と折衝した結果が事務局長から報告されている。文部省の考え方の要点は、法文学部の分離改組と城内全部局の移転はワンセットでなければならない、城外部局の移転は認められないということである。

さて、このような文部省の考え方に対してどのように対処すべきか。11月30日の「評議会は、慎重審議の結果、総合大学の機能を十分発揮し、将来計画を逐次実現するため総合移転の方針を堅持するが、その第一段階として当面の城内部局の移転計画に合意することを評議会の総意を以って決定した。」

この決定を受けて、12月21日の評議会では、将来計画委の下に「総合移転実施特別委員会」（以下実特委と略記）を設置することが決定されている。言うまでもないことであるが、7月7日の評議会決定が生きている以上、この時点での城内部局の移転には教養部は含まれていない。

角間地区への移転決定（1980年11月）

しかし、1980（昭和55）年4月に法文学部が分離改組されたことにより、全学的な問題の焦点は角間地区への移転問題に移ることになる。次年度の概算要求を控えた6月6日の将来計画委において学長は、文部省から教養部残留を第三者に納得させる理由が見当たらないと言われていること、また、諸般の情勢から移転問題を延引してはならないことを説明し、同時に、このことは5月29日の「八の日会」（国立大学統合整備等事務連絡会＝文部省幹部の会）の決定であることを伝えている。これらの説明を受けた議論では、教養

第12章 教養部（教養教育機構）

部に移転を要請する意見が多く、議事録によれば「教養部としての当面移転しないこと」の理由を近日中に提出することになった。要するに、金子学長の「教養の森」構想の事実上の撤回である（公式の撤回表明は7月3日の評議会）。

ところで、先の評議会において「当面移転しない理由」の提出を求められた教養部会はどのように対応したのか。6月17日の教養部会議事録には、「このことについて、種々意見の開陳があったが教養部としては従来の方針（昭和53年11月7日・昭和54年5月22日部会決定）で対処することになった。また、教養部が現時点で移転しない理由については本日の審議を踏まえて前回同様の方法で作成することになった」と記されている。要するに、これまでの部会決定とこの日の審議をもとに、部長が「当面移転しない理由」をまとめるということである。6月23日の将来計画委で竹村部長が提示した教養部残留の理由は次のとおりである。

金沢大学の教養部教育は、金沢という都市のもつ伝統的な学術・文化に直接触れることのできる環境で行うことに重要な意義がある。

大学が“開かれた大学”として機能する場合、市民への便を考慮すれば、当然、市街地の中心的な地域に存在しなければならない。

角間・金川両候補地は、金沢市の発展方向とは逆の東南東に位置し、自然地理的にも奥地への発展、道路、交通の整備に限界がある。

教養部校舎は古いものでも建築後17年で、若干の改造によって有効に利用できる。

教養部は多数の学外非常勤講師を必要とするが、キャンパスが市の中心から離れた場合には、その確保がきわめて困難となる。

これに対し、学長は「竹村委員から提出された理由では、文部省を納得させるものとはいえない」旨発言している。6月27日の評議会では、文部省の意向を背景とした学長の説明と教養部の残留理由をめぐって議論されているが、昨79年7月7日の評議会における教養部を除く総合移転という確認事項との関係もあって、「教養部の移転を期待するが、コンセンサスを得るためには時間的余裕が必要である」などの意見から結論を得るに至らず、7月3日の評議会で継続審議することになる。

7月1日の教養部会は、1981年度概算要求に教養部も含めて提出することを了承してほしいとの学長からの強い要請に対して慎重審議の結果、「教養部としての方針は変わらないので概算要求に含めないことを確認」している。

7月3日の評議会の冒頭、金子学長から「いわゆる教養の森構想を撤回する」旨発言があったあと、学長が学内状況を踏まえて7月5日に文部省と折衝することとし、7月7日の評議会に継続審議となる。7月7日の評議会において、学長は文部省と協議した結果を報告している。それによると文部省の基本的態度は、法文学部の分離改組と教養部を含む城内全部局の移転はワンセットであり、新規事業はこれを前提とするということである。

学長はこの報告のあと、学長の任務と責任において「金沢大学は、昭和56年度概算要求に城内全部局の必要面積90haを要求する」こととして明日文部省と折衝し、最後の活路を求めたい旨発言している。各評議員は教養部の移転問題をめぐって議論しているが、コンセンサスを得るに至っていない。しかし、この議論のあと、評議会は次のような決定を行っている。「金沢大学は、総合移転を推進するため、昭和56年度概算要求における土地取得面積は90haとする。教養部の移転に関しては、教養部の自主的判断を尊重する。」

7月18日の評議会では、金子学長から、前回の評議会決定に基づく県・市等の関係機関との折衝に当たっては「金沢大学は、総合移転の方針を堅持し、200haの土地取得を目指す、その第一段階として90ha概算要求するものである」としたい旨説明があり、了承されている。この説明で問題なのは「教養部の移転については、教養部の自主的判断を尊重する」という重要な部分が削除されている点である。この部分は、これまでの評議会の苦勞に苦勞を重ねた議論から生み出されたものであり、この部分を削除した形で対外折衝することは学内外に対する欺瞞としか言いようがない。

11月11日の教養部会の議事録によれば、先の評議会の報告をめぐって議論されているが、注目されるのは「現時点では移転は考えていない」の「現時点では」を外して、「この際城内残留を明確にすべきである」との意見が強く出ている点である。議論の結果、17日の評議会には、「教養部としては従来の方針に変わりがないこと、学長には、1980（昭和55）年7月7日の評議会決定を逸脱しないよう要請すること」を基本的態度として臨むことが確認されている。続いて、「キャンパス移転候補地について」という協議事項につき議論の結果、「現在示されているデータに基づいて判断する限り総合移転の候補地として、角間地区は適地でない」ことが票決により決議されている。

大詰めを迎え、未明までの13時間に及んだ11月17日の評議会では、1981年度概算要求に関して文部省へ提出しなければならない「移転候補地」「部局移転順位」及び文部省の「教養部を除いた総合移転は考えられない」との態度に対していかに対応するかについて議論がなされている。議事録によれば、教養部に移転を求める意見が多いが、一致をみるには至らず、多数意見で次のような決定がなされている（出席者30人：賛成23、反対7）。

金沢大学総合移転を実現するため、土地取得面積を90haとする。

候補地に関しては、各部局から提出された条件・要望が充たされるよう全学をあげて、さらに努力するものとし、角間地区を選定する。

その第一段階として本年度の概算要求においては91haを要求する。

教養部は、現時点では移転しないとしているので、その自主的な判断を期待しつつ、移転に関する合意を得るべく努力している。

第12章 教養部（教養教育機構）

は評議会の決定文としては異例のものであるが、それだけに、この日の評議会の混沌とした状況を示して余りある。11月21日の評議会において、学長は先の評議会の決定をもって県知事、市長及び文部省へ状況報告をした旨説明している。議事録によれば、学長は11月19日に文部省に対して先の評議会決定を報告し、本年7月の概算要求時における「大蔵省との折衝時期までには教養部の良識ある自主的判断が期待できるとの学長所見に反し、一步も前進しなかった」ことについて深く陳謝した。なお、議事録によれば「学長が教養部に出向いて移転問題について説明を行うのがよいのではないかとの提案については、おって学長と教養部評議員との間で協議する」こととなっている。教養部会はこの問題について議論しているが、学長が教養部に出向いてくることは組織原則を逸脱するものであり、「教養部を説得するなどという態度を改めさせるべきである」との意見が強く、結局、学長による教養部説得の場は設定されずに終わる。

大学の尻をたたく意味もあつたのであろうか、12月13日、石川県議会は自民党と共産党の異例の多数でもって「金沢大学の総合移転に関する決議」を行っている。

以上の経過からすれば、学長及び移転賛成派評議員のあせりとは逆に、客観情勢としては、移転問題はもはやデッド・ロックに乗り上げてしまっているのである。したがって、1981年度政府予算案の内示においては土地取得費がゼロ査定となり、前年度と同様に調査費計上にとどまったのである。

1982年度概算要求（1981年5月）

1981（昭和56）年1月、金子学長は「年頭に際し、全教職員に訴える」と題して所信を表明している（『事務通報』31巻5号）。それは、「大学の最高審議機関である評議会が決定し、幾度も確認した総合移転を、地元も支持し、国も理解しているにも拘らず、自ら困難を作り出し、自ら阻もうとするような行為は厳に慎まなければならない」として、学長の「総合移転」構想に同意を与えてこなかった教養部を厳しく批判する内容となっている。3月6日の評議会では、将来委における「過密の実情」調査及び「過去の諸決定の経緯」の調査につき報告がなされているが、後者について議事録は次のように記している。

総合移転に関する本学の諸決定の中で、現時点では移転しないとする教養部は、移転対象部局に含まれていない。

54年7月7日決定以降の文部省との折衝過程で、学長は『教養の森』構想で教養部城内残留の説明につとめた。一方文部省から、教養部を含まない移転は、第三者を納得させる理由に乏しいとの意向が示された。

如上の情勢並びに他部局の期待もあつたが、教養部の対応には変更が見られなかった。

評議会は、総合移転による拡充発展を実現させるため、また教養部の移転に関しては自主的判断を尊重しつつ、概算要求をした（55年7月）が、その決定はいわゆる玉虫色の表現にならざるを得なかった。

3月20日の評議会では、学長は次のような所信を表明している。「『金沢大学は、その総合的充実発展のため、医学部及び同附属病院を除き、速やかに角間地区約200haに移転統合しなければならない。』との学長所信によって対外的折衝にあたりたいので、了承願いたい。」この学長所信表明につき検討した結果、「対外折衝にあたる学長の意思を尊重するのが妥当である」との多数意見で学長所信は了承されている。4月10日の将来計画委では、この「移転問題に対する基本的態度」をもって、学長が3月26日に文部省に協力要請を行ったことが報告されている。

このような学長及び評議会の動きに対して教養部会はどのように対処したのか。新部長関雅美の下で開かれた4月14日の教養部会では、3月20日の評議会及び4月10日の将来計画委に関する報告がなされたあと、従来から移転論者であった室木教授から「教養部が加わらぬ土地取得の概算要求では文部省が受け付けないと思われるので、一応教養部も移転することとした上で、県・市の協力の程度を見守るのが得策である」との提案がなされている。しかし、室木提案については次回の部会で協議することとし、3月20日の評議会に対する教養部会の態度表明を優先させることになる。その上で協議した結果、次のような決議を行っている（賛成55、反対5、白票2）。「3月20日評議会における学長所信表明の多数了承に教養部は何ら拘束されるものでないことを確認する。なお、学長が教養部の意向を無視した評議会の運営を行ったことについて、強く抗議する。」

5月12日の教養部会は、前回の室木提案をめぐって徹底した議論を行い、「教養部も土地取得の概算要求に参加する」という室木提案について票決した結果、同提案は賛成11、反対48、白票3で否決されている。この結果「5月13日開催の実特委では、91haの線引きには協議に参加せず、教養部を含めた移転順位の決定に反対すること」が了承されている。

5月15日の評議会では、この教養部決定及び決定に至る議論が詳細に報告されている。その後、金子学長の求めによって、総合移転の概算要求に関する部局長評議員の意見が述べられているが、関部長は「教養部長としては、曖昧な態度をとって事態が悪くなることは避けたい。教養部は、かつてない突っ込んだ議論を2回したが客観情勢は変わらない。教養部長としては部会の意思を貫かねばならないので、評議会が決定すれば前に言ったことを言わねばならない。『拘束されるものではない』との部会決定をくり返すことになると思う」と発言している。議事録によれば、この部長関の発言に対し、学長は「評議会は大学における最高審議機関であり、少数意見は大多数の意見に従い、挙手や投票による採決を省略するのが評議会の慣例（管理規程では3分の2以上の同意を要するとなっている）で、一部局の『拘束されない』との主張を認めることは、大学自治を内部から否定することであり、評議会が機能出来なくなる」との見解を述べている。これに対し、関部長は「教養部の移転は教養部が決定する問題である」と主張している。

この評議会注目されるのは、「管理規程」が問題になっていることである。確かに「管理規程」においては、概算要求は評議会の決議事項となっている。しかし、そこでは関係

第12章 教養部（教養教育機構）

部局の意思が当然の前提とされているのであって、そのことを無視するならば、およそ部局の自治及びそれに基づく大学自治は画餅に帰すであろう。この前提を無視することが許されるとすれば、「管理規程」において同じく評議会の決議事項とされている「部局の設置廃止」についても強行が許されることになり、例えば法文学部の分離改組を多数決によって否定することも、また特定部局の廃止を決定することも、少なくとも論理的には可能だということになる。そのようなことは大学人の良識に照らせばあり得ないことであるし、そもそも「管理規程」における決議事項はそのようなことを前提にして規定されていないのである。この意味において、関部長の「教養部の移転は教養部が決定する問題である」との発言の正当性は明らかである。

ところが、『将来計画評論』No.55はこの評議会について次のようにコメントし、当時の教職員組合本会の本音を示している。「総合移転という具体的問題について、評議会決定との関係について一定の判断が求められている。少なくとも『移転しない』事が教養部独自の問題で、全学に影響を及ぼす問題ではないことを全学に説明する責任を教養部は負ったといえよう。」要するに教職員組合は、文部省、学長及び評議会の路線に乗って、教養部に対し「移転しない理由を示せ」と迫っているのである。強者が弱者を脅迫するときの「学証責任」の転嫁の論法にほかならない。

評議会における「総合移転」決定（1981年5月30日）

さて、5月30日の評議会は次のような決定によって「総合移転」問題を袋小路へ追い込んでしまった。「金沢大学はその総合移転に対する基本方針に基づき、医学部、同附属病院及び教育学部附属学校を除き角間地区200haの取得を目指して、不転の決意で概算要求を行う。なお、昭和57年度は事務折衝により、実施可能な最善の案で概算要求を行う。爾余の部分については、当局の納得しうる条件を整え、引き続いて要求していく。」

この決定によって「総合移転問題」は新たな次元に移行したと考えられる。なぜなら、これによって教養部の自主的判断の余地はなくなり、部局自治を前提とした大学自治の原則は完全に否定されたからである。

6月22日の将来計画委では、91haの移転順位について、「文学部、法学部、経済学部、附属図書館、理学部、教育学部、教養部の順とする」との意見が多数意見である旨（但し、教養、法、教育の委員は反対）評議会へ報告することとされている。なお、当然のことながら、この将来計画委で教養部長は、「拘束されない」と発言している。

6月26日の評議会では、学長から5月30日の評議会決定をもって県・市に対し協力要請を行ったところ、「全面的な協力」が約束された旨の報告がなされている。その後、学長から前記の将来委の報告がなされ、了承されている。こうして、1982年度概算要求がなされたのであるが、8月24日、石川県金大移転対策室は「自民党政調文教部会で、昭和57年度概算要求に、金大移転用地取得費として30haの計上が、正式決定した。91ha分の残る61ha分は1983年度概算要求することになる」と発表している。

このような城内移転の動きの中で、10月17日、教職員組合教養部分会は「金沢大学の『総合移転』に対する反対決議」を採択している。また、10月20日、「金大を考える市民の会」は、金子学長に対し、「金大総合移転に関しての公開質問状」（10月15日付）を提出したが、学長は、大学移転は大学内部の問題であること、任意の市民団体に回答した前例はないことを理由に、回答を拒否している。

ところで、このような概算要求に対する土地取得費の計上決定に対して、教養部はどのように対応したのか。1982年1月26日の部会議事録によれば、次のような動議が票決に付され、賛成多数で可決されている。「移転用地取得費が昭和57年度予算案に計上されたことは、移転を決定していない教養部の関知するところではない。教養部は従来の方針ならびに諸決定に何の変更もないこと、今後もこれを堅持していくことを確認する。」

1983年度概算要求とその後の動向（1982～1985年）

1982年2月25日の将来計画委において、新部局配置などの作業促進のため「ワーキング・グループ」が設置され、その後の実質的な移転作業はここを中心に進められることになる。しかし、これで移転問題に片が付いたわけではない。6月18日の評議会では1983年度概算要求が承認されているが、そのうち移転に関するものは「(1)施設整備費は、角間地区造成に伴う洪水防止のための調整池を2ヶ所造成する費用ならびに調整費として、(2)不動産購入費は、『91ha』相当の用地取得費、補償費そして金利に当てるものとして、要求する」との2点である。

この概算要求をめぐる議論は、評議会記録には記載されていない。しかし、幸いなことに、教養部の澄田宏評議員が「いぜん学内不一致、展望のない概算再び 『移転』概算要求評議会の報告」と題する一文を、『地域と大学と』No.39（1982年7月7日）に寄せ、この評議会における学長と教養部評議員とのやり取りを生々しく紹介されている。当時の教養部評議員の健在ぶりを知る上で貴重であると思われるので、その触りの部分をあえてここに要約して引用しておきたい。次のとおりである。

学長が概算要求原案の一括了承を求めたのに対し、関部長は「教養部に直接間接影響することであるから、そのかぎりにおいて反対であり、了承しがたい」と発言。学長は「了承しがたいという人もありますが、評議会としては了承されたい」と言い、これに対して、澄田評議員は了承できない理由を次のように説明した。「昨年の角間移転に関する概算要求は、評議会が全会一致で承認したものではない。反対と採決不参加があった。この評議会不一致の問題を、学長は『内部の問題』つまり『内部で解決できる問題』であるとして、文部省に対して概算要求を出していった。これを解決することを約束して出したわけである。（中略）しかるに、昨年概算要求を文部省に提出して以来、もうかれこれ1年になろうと言うのに、この『内部の問題』について解決しようとする試みや努力が行われたかという、それは全く行われず、学長も評議会もこれには触れようとしなかった。（中略）学内の不一致の重要な部分は厳然として存在しているのだ。」この澄田評議員の反対発言を受

第12章 教養部（教養教育機構）

けて、学長は「はい、ほかにご意見は・・・」と述べ、教養部竹村評議員が「教養部長関の述べられた意見と同意見であり、移転関係概算要求に対して反対します」と発言した。このような教養部の反対論に対して、学長は次のように強弁した。「金沢大学の運営は、大学の管理規程に従って行われなければならない。概算要求は全体の問題として考えなければならない。（中略）移転はほんとに必要で、ほんとに緊急を要することである。お任せ願いたい。」

以上がこの評議会のハイライトである。これ以降、北原晴夫部長の下での教養部会においては、「総合移転」問題に関する実質的な議論は行われていない。

1984（昭和59）年6月15日の評議会において、実特委委員長から「部局配置計画基本設計図」などについて報告があり、これが了承されて、10月29日には「角間団地整備工事」起工式が行われている。ただし、その後工事工程をめぐる内的・外的要因により、1986年4月25日の将来計画委では「建設年次計画の変更」が行われ、評議会もこれを了承している。これによって、角間キャンパスに予定されている各部局の校舎建設は1年半ないし2年遅れることとなり、文・法・経済学部の校舎建設に伴う新キャンパスの完工式が行われるのは、1989（平成元）年10月5日である。言うまでもなく、この完工式の来賓中央にいたのは森喜朗代議士である。

本陣良平学長の「所信」と大学自治論の台頭（1985～1989年）

1985年9月に就任した本陣学長は、金子前学長が残した問題、すなわち教養部移転をめぐる問題に解決策を見いだせぬまま時間を経過させる。したがって、この問題に関する実質的な議論は教養部会においてはなされていない。こうして、1989（平成元）年の教養部建物に係る概算要求の時期を迎えることになる。同年5月19日、学長は「教養部及び事務局建物の概算要求の時期にあたって」と題する所感を発表している。その内容を要約すれば次のとおりである。

総合移転計画は、1981年3月20日及び同年5月30日の評議会において、多数意見をもって決定された。

この当時教養部が「現時点においては移転しない」との意向を有していたこと、他の部局においても必ずしも全構成員が賛成していなかったことも事実である。

しかし、総合移転という大学全体の根本問題は最終的には評議会において審議決定されるべきものであり、決定された以上それに従うことは大学人の責務である。

本年夏には第一陣が新校舎に移転の運びとなり、理・教育学部の建物予算も計上されている。

教養部建物の概算要求の時期を逸脱すれば教養課程の学生を劣悪な教育環境に放置することになり、本学として耐え難いことである。

今こそ、教養部建物の概算要求を行うことに全教職員の理解と協力を要請する。

この学長所感を一読して分かることは、それまで教養部会が「総合移転」に反対してき

た基本的な観点 = 部局自治・大学自治の観点が理解されていないということである。

6月27日の教養部会では、6月23日の評議会において教養部長及び評議員は、教養部が同意していない教養部建物新嘗の概算要求は承認できない旨主張したが、1990年度概算要求の取り扱いが学長一任となったとの報告を受けて協議の結果、次の抗議文を採択している。「教養部会は、6月23日の評議会において教養部会の同意を得ずに提出された教養部移転に関する概算要求を了承しない。併せて学長の評議会運営に強く抗議する。」

学長がこの所感を発するに際し、1981（昭和56）年5月30日の評議会決定からこの時点までの時間的経過の中で教養部の反対姿勢が腰砕けになってきたと考えていたとすれば、教養部のこの抗議声明はまさしく「寝耳に水」であったに違いない。教養部会は自治自律の精神を堅持し続けてきたのである。それだけではない。教養部の大学自治論を無視しては一向に明るい展望を見いだせないという学内状況の中で、約10年の間の世代交代もあって、教養部の反対姿勢と接点を有すべく、前記評議会決定以降の大学運営を不正常とする大学人の批判精神が徐々に生み出されつつあった。水面下での様々な議論と曲折を経たことと推測されるところであるが、それまで移転の推進役を果たしてきた教職員組合本会は、執行部の交代を経て、教養部との議論の接点を設定すべく、その『将来計画評論』No.109において、「大学の自治は多数意見と既成事実で成り立つのか？ 5・19学長『所感』について」と題する一文を掲げ、次のように主張するに至る。「本陣学長の『所感』をつらぬく論理は（中略）大学の自治という問題を多数決と既成事実の積み重ねにすりかえて解決しようというしるものでしかない。（中略）大学自治のあり方など省みたこともない、きわめて危険な権力的独善がここにはみられるのである。（中略）いま必要なことは、多数決と既成事実をふりかざして教養部に譲歩を求めることではなく、金沢大学の自治の内実を作り上げていくための真面目な議論である。」

『将来計画評論』No.110は、さらに「大学の自治の放棄を呼びかける5・19『学長所感』に抗議する」という一文を掲げているが、この一文は「総合移転」問題とは何であるかを考える上で貴重と思われるので、重要部分を引用しておきたい。

もしも総合移転という問題が、当時の大学における「一般的な」研究・教育活動の中から自然発生的に全学的なものとして生じたのだとしたならば、あるいは学長「所感」のような表現も許されるかもしれない。しかし事実はそんなものではなかった。法文学部の分離改組と自然系大学院の構想以外に、「総合」移転などという要求は存在しなかった。大学の中では考えられてもいなかった「総合」移転が急浮上したのは、法文学部の分離・改組にたいして文部省が「改組はセットでなければ認めない」という方針を提示してからのことである。法文の分離・改組と（中略）自然系大学院構想を実現するためには、「総合」移転が必要だというキャンペーンが急速に広がった。それは大学の外の声 といっても一般市民の声などではなく、文部省や、県・市の行政当局、商工会議所、さらには北國新聞などという地元利権集団のための広報紙の声 とも和して、強力な力を形成していた。

第12章 教養部（教養教育機構）

当時のことを思い出してみても、「総合」移転の理念などが議論されていたという記憶はない。（中略）だから今回の学長の「所感」にある「新しい理念と構想に基づく角間キャンパスへの総合移転実施」などということが、全学的なコンセンサスを得ていたなどとは決して言えない。

6月10日には、教職員組合教養部分会の『寒雷』No.195も「学長『所感』を駁す」との一文を掲げ、同分会が行った1981（昭和56）年の「金沢大学の『総合移転』に対する反対決議」は今なおその意義を失っていないことを確認している。教養部分会及び教職員組合本会のこのような反撃も影響したのか、本陣学長は7月7日の学長選挙において再選を果たすことはできなかった。

青野茂行学長の大学運営（1989～1992年）

1989（平成元）年9月、青野学長が就任する。同年11月28日の教養部会議事録によれば、11月24日の評議会において、移転問題に関する次のような学長発言があった。

大学においては、部局教授会が意思決定の中心であり、大学全体はその『ゆるやかな結合体』であるべきだと思う。しかし、大学全体の意思決定に当たって評議会が専決事項をもつこと、そして学長一任という形をとる場合があることもやむをえないと考える。この意味で、教養部の賛成も得られずに総合移転を決めた評議会決定は問題を含んでおり、さらにその後の調整努力も必ずしも十分でなかった点もあるが、やむをえなかったことと思う。

総合移転事業は、県・市・政府をも巻き込んだプロジェクトであり、すでに第一次移転を終えた段階まで進行していて、もはや後戻りできない。これまで教養部が提起してきた大学管理上の問題は、今後の大学運営に活かすこととしたい。

さて、学長の手腕が問われるのは、1990年に入ってからである。1月23日の教養部会議事録によれば、1月19日の評議会において、移転問題に関する次のような趣旨の学長の意向表明があった。「移転問題についての経緯を踏まえると、金子決定はやむをえなかった。しかし、その後8年間における調整の努力は不十分で、これは評議会の怠慢である。昨年、教養部校舎の概算要求を出したが、これは決して望ましいことではなかった。将来は、部局の浮沈にかかわることについては、徹底的に議論をし、それを踏まえて決定にもっていきたい。」評議会における2度にわたるこのような学長の意向表明には、一方では教養部の校舎新営という目前の課題を念頭に置きつつ、他方では大学自治原則に基づく正常な大学運営を求める動きが教職員組合を通じて起こってきていることを考慮に入れていることが読み取れる。

1月23日の教養部会において、多田治夫部長は、「教養部校舎新営について」という協議事項を提起し、「教養部の移転しないとの態度にもかかわらず、校舎新営が政府予算に盛

り込まれた。この事態にどのように対処すべきかを協議願いたい」と提案理由を説明した後、「移転についての部会の立場は変えない。しかし、移転せざるをえない状況に迫られているので、緊急避難的に部長として校舎新営にかかわる行政的処理に当たりたい」との意向を表明する。1月30日に臨時部会が開催されるが、ここでも結論を出すことができず、2月6日の部会において、「教養部の基本的態度」として次のような「声明」と「意思表示」が採択されることになる。

声明

部局の自主決定に基づかない総合移転が計画されて以来、教養部会は、大学自治を否定して外部圧力によって強行されているこの計画に、一貫して異議を唱え、大学運営の正常化を訴え、求めてきた。

しかしながら、学長及び評議会は、大学の主体性の回復と運営の正常化への努力を放棄し、むしろ既成事実の積み上げと教養部が関与しない概算要求という圧力によって、重ねて教養部の自治を侵害している。これは許し難く、真に遺憾である。

教養部会は、ここに総合移転に関する従来のもつ正当性を再確認するとともに、今後引き続き能う限り部局自治の回復と大学運営の正常化に向けて問題を提起していく決意である。

教養部会は、部会決議でもって、学長、評議会に対して次のような意思表示を行う。

- 1．1981年5月30日の評議会における「総合移転」決定は、大学に自治の根幹である部局自治の原則を踏みにじったものであり不当である。
- 2．評議会は『総合移転』対象部局から教養部をはずし、「教養部の移転に関しては、教養部の自主的判断を尊重する」とした1980年7月7日の臨時評議会決定に立ち戻るべきである。

なお、この教養部会において、この声明及び意思表示の広範囲への周知を図るべきであるとの要望があったほか、「2月7日に予定されている名古屋工事事務所への図面等関係文書の提出を停止するよう（中略）速やかに教養部長から学長へ申し入れる。」ことが確認されている。

2月13日の臨時教養部会において、部長は前回確認された「校舎新営事業の進行を停止する」旨を学長に申し入れたが、「この事業はすでに大学の手を離れ、基本設計はすでに文部省を経て名古屋工事事務所に行っており、ストップさせることはできない。」との回答であったと報告している。また、2月9日の部局長懇談会において教養部長が「教養部校舎の基本設計図」（学長の説明では、教養部の現状を損なわない方針で作成したとのことである）を受け取ってきたこと及び、これを部長が保管することにつき議論が交わされ、「行政ペースで下りてくる移転に関する資料については、庶務係に置く」ことになる。

この間、教職員組合を中心とした全学的な動きはどうであったのか。1989（平成元）年11月の教養部分会教育研究集会、12月の教養・法文分会合同教育研究集会、1990年2

第12章 教養部（教養教育機構）

月の法文分会臨時大会を踏まえて、教職員組合本会執行部が「学長・評議会の大学運営に抗議する全学集会 移転問題をめぐって」が3月8日に設定されている。しかし、学長の出身学部である理学部分会からこの全学集会中止の申し入れがあったため、本会及び理学部分会両執行部の交渉が行われた結果、「移転問題に関する学長・評議会の正常な大学運営を要求する全学集会」として、移転問題が生じて以来はじめての組合全学集会が開催されることになる。この大会で採択された「全学集会趣旨」は次のように述べて、大学自治及びその前提としての部局自治回復への組合の姿勢を示している。

金大職組は、大学運営の民主化を重視するという立場から、学長・事務局の専断を許さないという学内の合意形成を進めつつ、各部局を含めて『自主・民主・公開』の原則を貫くこと、その上で、部局の移転については、各部局の意向・決定が尊重されることを方針としている。

こういった立場からすれば、教養部の移転問題についての、これまでの学長、評議会の動きは、教養部の意思を無視し、部局の自治を根幹とする大学自治をそこう極めて遺憾な事態であるといわねばならない。われわれは、学長ならびに評議会に対して、部局の意思を尊重し、あらためて、移転に関する全学の合意を形成する努力を行うことを要求するものである。

6月5日の教養部会では、部長及び評議員は、評議会において、教養部移転に関する概算要求には引き続き反対の主張を行っていく、教養部校舎設計図（白図）については、教養部会は関知しないという態度なので、今後もその態度でいくしかない、ということを確認した旨報告されている。この報告をめぐって議論が交わされているが、結局臨時部会に継続審議となる。6月29日の評議会では、1991年度の概算要求事項に関し、教養部長は「教養部との協議ができていない学生定員増を伴う要求事項は合意できないこと、また、教養部が提出していない教養部校舎の新営に係る要求事項については、教養部として承服できない」旨発言している。なお、教養部の移転問題について学長から次のような発言があったことが議事録に残されている。「総合移転の決定は、昭和56年5月30日の評議会において採決によって行われたが、これは過去の慣例にないことであり、結果として教養部の意向を無視することになった。このことと、これによって生じた軋轢の回復のために、評議会の払った努力は、不十分であった。以上深く反省したい。大学のあり方が問われている昨今において、特定の部局の存立にかかわるような問題の発生が予想される場合には、決定に至るまでに当該部局の納得が得られるまで慎重に論議したい。」

言うまでもなく、この学長発言は、この間の教養部長及び評議員と学長との間の交渉の中から生み出されたものであり、この交渉を促したのは教養部会であった。この学長発言をめぐって、どのような態度をとるかについて本格的な議論がなされるのは9月以降のことである。

9月18日の臨時部会において、協議の結果、次の声明文をもって学長に回答することが票決により決定されている（賛成29、反対12、白票3）。

第499回評議会において学長から、総合移転に係わる評議会決定が教養部の意向を無視したことを反省し、今後、特定部局の存立にかかわる問題については、当該部局の納得が得られるまで慎重に議論する旨の発言があった。この発言は議事録に記載され、第500回評議会です承された。(中略)教養部としては、この評議会議長としての学長発言を重大な関心をもって受け止め、見届けていきたい。もとよりこれによって、1981(昭和56)年3月学長並びに評議会による教養部に対する自治の侵害から始まり、それ以来強制によって積み重ねられてきた既成事実が修復されるものではない。(中略)大学の自治を再建させるためには、自治の侵害を受けた部局が、その自主決定の正当性を主張し続けて行くこと以外に道はないであろう。この認識にたつ教養部会は、今後もし再び、1981年5月30日の評議会決定が、正当性ととも語られるようなことがあるならば、「当該部局が決定もせず、提出もしていない概算要求を承認することに反対する」という、これまでの主張を変えることなく、この評議会決定の不当性を主張していくであろう。当該部局である教養部が発議も承認もしていない新校舎設計の概算要求が、学長の責任において文部省に要求され受理される、という前代未聞の異常な状況下で、教養部が、自治権の原則を堅持しつつ、一般教育担当部局としての機能を維持するため取るべき選択は、きわめて困難である。教養部会は、学長発言の真価を問いつつ今後の対応を検討していかざるを得ない。

この声明文について、後に設置される教養部の『総合移転問題調査委員会報告書』は、次のように述べている。

今後の教養部の対応は、この声明文の延長線上に打ち出されねばならない。大切なことは、内部に多様な意見を含み、時に対立して激論を交わしながらも自律的な調整能力を失うことなく10数年にわたる移転問題を考え抜いてきた教養部会がここで対応を誤ってはならないということである。この声明文の背後には、部会構成員の個々の「特殊意思」を徹底的にたたかわせれば、そこに必ずや部会の普遍的意思としての「一般意思」が導き出されるであろうという共通認識が秘められている。したがって、今後とるべき教養部会の対応もこの共通認識の中から自ずと生まれるであろう。

第12章 教養部（教養教育機構）

教養部総合移転問題調査委員会の設置

教養部の取るべき対応につき、新たに定塚謙二部長から提案があるのは、1991（平成3）年11月に入ってからである。「平成4年度以降の教育計画について」という協議題がそれである。提案理由に不明瞭なところがあるとして12月10日の教養部会では「移転問題への対応について」と改められて提案されている。多くの議論と曲折を経て、1992年1月28日の教養部会では、「教養部会は、総合移転問題の現状とそれをめぐる部会の議論を踏まえ、教養部会が総合移転に対処してきたことの経緯とこれまで主張してきたことの正当性を総括する『総合移転問題調査委員会』を設置する」ことが了承されている。

同委員会委員として選出された合沢賢、畑安次、半沢英一の3教官は3月末日までの約2ヵ月間に、「総合移転」問題に関する評議会、将来計画委、キャンパス委、実特委、教養部会などの議事録、教職員組合本会の『将来計画評論』、同教養部分会の『寒雷』、教養部教官有志の「大学のあり方を考える会」の発行紙『地域と大学と』、地元新聞その他の関係文書のほぼすべてに目を通して60ページに及ぶ報告書（「金沢大学『総合移転』の経緯と問題点」）をまとめ、教養部会に提出した。この報告書は、4月14日の教養部会において、同委員会がまとめた次のような「『総合移転』問題に関する教養部会声明」とともに了承され、長年にわたった教養部の『総合移転』反対運動に終止符を打つことになった。

部局の自主決定に基づかない本学の「総合移転」に対し、教養部会は過去10数年にわたり大学自治・部局自治の原則を掲げ、一貫して大学運営の正常化を訴えてきた。その間、既成事実の積み上げによってこの訴えを無視し続けようとする向きが強い中で、大学自治・部局自治の原則の再生を求める動きが出てきていることも看過してはならない。かかる状況下で、教養部の意思に反して設計された教養部新校舎が建設されるという異常な事態が進行している。教養部の研究・教育を考えると、その事態は極めて深刻である。もとよりその責めは、それを招いた学長・評議会が負うべきものである。教養部が責めを負い反省すべきは、学内外の支援にもかかわらず、この異常事態を阻止しえなかった非力に対してである。学長・評議会と教養部が負うべき責めは決して同列のものではない。しかし、教養部会はこの異常事態のもとで大学自治・部局自治の主張を今後も堅持し、教養教育の責任を全うすべく、『今や移転せざるをえない』との判断に立たざるをえない。大学設置基準の「大綱化」問題が急を告げている現在、この判断に対する批判は、もしそれが大学自治・部局自治の原則に基づくものであるならば、教養部会はあえてそれを甘受し、共に大学再生に全力を注ぐ決意であることをここに表明する。

この「報告書」と「声明」は、評議会に提出され、その後1992（平成4）年夏に教養部は高山俊昭部長の下で城内から角間キャンパスへと移転することになった。

(2) 「総合移転」問題と大学自治の原則

以上のような経緯を踏まえ、ここでは、当時の正確な状況認識に基づく永井義雄教授（当時教養部、後に名古屋大・一橋大・関東学院大教授）の「移転問題の事実と認識」「移転問題をめぐる疑問と疑惑」「移転問題の回顧と展望」と題する一連の文章（『地域と大学と』No.4・5・6、1981年2月20日、3月9日・23日）を借りて、大学自治・部局自治の観点から「総合移転」問題に関する若干の考察をしておきたい。永井は「総合移転」をめぐり事実認識に基づいて、文化庁が城内に恒久建築物の建設を認めないという口頭の行政指導に対して、大学としてその根拠をただしたことがあるのだろうか。文部省の八の日会は金沢大学に、教養部が残ることについて、第三者を納得させる理由を示せと言ってきたが、立ち退きを求めるのは文部省であるから、文部省こそ教養部を立ち退かせる理由を示すべきであり、大学はその理由をただすべきであるが、ただしたことがあるのだろうか。金沢大学は一体、文部省の言いなりになる以外に、多少でも文部省を説得する姿勢をもち、努力したことがあるだろうか、などの疑問を提示した上で、「以上の疑問を突きつめると、前学長の時代に大学側と文部省、地元政財界の間にすでに筋書きが組まれていたのではないかという疑惑が出てくる」と述べている。

以上のような疑問・疑惑を踏まえて、永井教授は「金沢大学に今問われているのは利権屋集団から脱して、大学のあり方を冷静に考える研究者集団になることである」として反省を求めている。

このような疑問及び反省は移転反対論者に共通するものであったと考えられる。またそれは、さすがに公言することはできなかつたにせよ、移転賛成論者にも心ひそかに抱かれていた意識ではなかつたろうか。後述する「大学改革」問題においても、文部省の文教政策に牛耳られている全国大学の現状を見るにつけ、「大学自治の復権」こそ大学人の急務であると言わざるを得ない。そうだとすれば、その前提として、本学の「総合移転」問題から浮かび上がってきた前記の反省点を今後どこまで生かし得るかを、金沢大学構成員は課題として背負っていると言えよう。

4 「大学改革」と教養部

「総合移転」問題に関する教養部会での議論が終盤にさしかかった1991（平成3）年2月、大学審議会の答申「大学教育の改善について」が出され、これを受けて同年7月1日に大学設置基準の改正が行われた。いわゆる「大学設置基準の大綱化」である。この大綱化によって、全国的に「大学改革」が進められたが、大綱化の眼目であった大学の「自由化」「個性化」などとは逆に、国立大学の教養部廃止という文部省の画一的な教育行政が

第12章 教養部（教養教育機構）

貫徹していくことになる。本学でもこのような全国的状況を踏まえて、「大学改革」をめぐる議論が展開されることになる。

（1）本学におけるカリキュラム改革

本学では1990（平成2）年以来、一般教育と専門教育の関係についての検討を開始し、1991年3月20日の将来計画検討委員会において「大学設置基準の大綱化に伴う諸問題を検討するため『学部教育等検討委員会』を設置する」ことが決定され、5月以降この委員会を中心に大学設置基準の大綱化に伴う大学教育全般の改革に取り組むこととなった。

教養部一般教育検討委員会報告書

教養教育のカリキュラム改革の作業は、1990年12月18日の教養部会で設置された一般教育検討委員会（第1次）によって着手された。清原岑夫教授を委員長とする同委員会は、大学教育における一般教育の位置付けの検討、現行の一般教育をめぐる問題の検討、一般教育のカリキュラムの在り方の検討を任務とし、1991年1月から一年間30回にわたる審議を行って、同年12月に報告書を教養部会に提出した。この報告書では、「教養教育の目ざすべき課題は、自主的・自律的判断力の養成、論理的思考力の養成、批判的問題意識の養成、柔軟な思考方法の養成、全体的・総合的視野の養成、ということになる。換言すれば、このような課題を前提として（中略）学問の総体を現実との関わりで問い直す力を養成するところに教養教育の成立根拠があるといえよう。（中略）かくして、この意味における教養教育と、個々の学問分野に固有の知識体系と方法とを教育する専門教育とは、相互に前提しあい、大学教育の両輪をなすものである」としている。そして、教養教育の課題、教養教育と専門教育の関連についてのこのような認識のもとに、教養教育と専門教育の並行実施、教養科目の再編成（テーマ別総合科目、テーマ別個別科目、一般科目、言語科目、教養・専門の双方に関わる基礎科目）、教養科目の原則的選択制、教養教育の総単位数は50単位を目処とすること、が提案されている。

この報告書は、学部教育等検討委員会で検討されるとともに、教養部会において約5ヵ月にわたって検討され、1992年6月2日の教養部会で基調報告として了承された。そして、6月16日の教養部会において、この基調報告に基づくカリキュラムの具体的編成を任務とした第2次一般教育検討委員会が設置された。

課程区分の撤廃

このような新カリキュラムの編成と並行して教養部会で議論になったのは、前期一般教育課程と後期専門教育課程の課程区分廃止のための大学通則の改正をめぐる問題である。学部教育等検討委員会及び将来計画検討委員会の審議を経て評議会に提出された改正案は、教養部の存在根拠を失わせる内容を伴っていたからである。教養部廃止という全国的な状

況の下で、本学においてもこの通則改正によって教養部廃止のための組織改革問題が浮上して来るのではないかと、新カリキュラム編成作業はその伏線ではないかという危機感の中で、この課程区分の廃止をめぐる議論が展開された。

12月15日の臨時教養部会は、通則改正は「一般教育の責任主体を曖昧にし、且つ教養部の権限を縮小する内容」を伴っていることから、これに反対するとの声明を採択した（賛成42、反対14、白票3）。しかし、1993（平成5）年2月9日の評議会において、教養部の主体性や権限を奪うものではないとの確認つきではあるが、通則改正が了承され、同年4月1日以降課程区分が撤廃された。

新カリキュラム大綱

通則改正以降、学部教育等検討委員会は、教養教育と専門教育を有機的に関連付けた4年（6年）一貫教育の実現に向けた教養教育のカリキュラム編成のために、ワーキング・グループを設置し、教養教育の責任主体は教養部であるとの認識に基づいて、教養教育と専門教育の並行実施を前提とした教養部第2次一般教育検討委員会の中間報告（1993年3月）をたたき台として検討作業を進めた。その結果、1993年6月には同ワーキング・グループから報告書が提出され、同年7月、学部教育等検討委員会は「新カリキュラム大綱」を決定した。この大綱は、教養的科目と専門科目のくさび型配置による教育課程の編成、全学出勤方式による教養的科目の担当等のカリキュラム編成の方針、総合科目、テーマ別科目、一般科目、言語科目及び基礎科目の五つからなる教養的科目の分類と編成、教養的科目の標準的履修単位数は50を目処とすること、くさび型配置のために専門科目の一部を1年次に下ろすこと等授業時間割作成の原則、1994年度から新カリキュラムを実施することとし、そのために「カリキュラム実務委員会」を設置すること等、本学の教養教育の基本方針を提示するものであった。カリキュラム実務委員会は、これに基づいて具体的作業を進め、1994年4月から新カリキュラムが実施されることになる。

（2）組織改革

しかし、このような新カリキュラム編成作業の水面下で問われていたのは、課程区分の撤廃及び教養教育の全学出勤方式に伴う教養部の存在根拠をめぐる問題であった。すなわち、課程区分が撤廃され、1994年度から新カリキュラムが全学出勤方式で実施されることになったことから、それ以前とは違った教養部の存在根拠が全学的に求められることになったからである。1993年2月2日の教養部会において、教養部の中長期的展望を検討するために将来構想検討委員会が設置されるが、この時点では、教養部会の大勢は教養部の存続を前提としていたことから、同検討委員会は教養部改組に関する具体的な展望を提示することなく任務を終了する。

教養部におけるこのような動きと並行して、学部教育等検討委員会では1993（平成5）

第12章 教養部（教養教育機構）

年7月以降、「教養的科目の教育担当組織について」という議題の下で教養部改組のための検討作業を開始したが、同年10月には教養部の改組を前提とした学部の将来構想案まで提案されていた。このような全学的な動きは、一部局の存廃問題を当該部局の了承を得ずに検討し始めるという点で異常であるが、教養部廃止を前提とした全国的な「大学改革」が進められる中で、既に課程区分を撤廃した時点で予定されていたコースであった。もちろん、教養部会は、部局の浮沈にかかわる問題は当該部局の意向を無視して検討されるべきではないという基本的原則を掲げてこのような全学的な動きに対応しようとした。しかし、教養部長 山俊昭教養部長の政策的配慮の下で、教養部の将来を悲観的に見ていた教官が、10月26日の臨時教養部会に突如として「教養学部化構想試案（国際教養学部案）」を提案するという前例のない事態が生じた。もはや、教養部会においても、教養部の改組を前提とすべきであるという新たな教官意識が生まれていたのである。そして、このような教官意識は次第に拡大され、教養部会は教養部の改組か存続かをめぐって勢力相半ばする状況に陥り、その後の教養部会の審議は一層困難になっていく。こうして、内外からその将来構想を問われた教養部会は、11月16日に、教養教育の責任主体を明確にする、教官個人の孤立化を避け、研究・教育条件を悪くしない、最終的意思確認は教養部会で行う、ことを前提として組織改革のための委員会を設置することを決定した。さらに、30日の教養部会において、組織改革は教養教育に関して新カリキュラムの実施を前提とする、という条件が付加され、任期を1994年3月までとする第1次組織改革検討委員会が発足することになる。

教養部改組案

しかし、学部教育等検討委員会が教養部の改組問題に着手していた全学的動向、さらには教養部の将来構想を提示すべきであるとの教養部内部の教官の動向を無視することはできず、同委員会は教養部教官に対し改革構想案の提出を求め、提出され次第逐次検討に入ることになる。こうして

「国際教養学部」構想試案（教養教育の運営主体）

「組織改革への提言」（文系教官の全面再編成）

「国際文化学部」構想試案（教養教育の責任主体）

「生涯教育学部」構想試案（教育学部との合体、教養教育のセンター方式）

「国際教養学部」構想試案（とは別）

「教養教育管理機構」構想試案（教養教育のFDセンター的管理機関）

「共同研究総合教育部」構想試案（教養教育センター機能を持つ大学院）

の7提案が提出された。

このうち、翌1994（平成6）年1月には、は「国際人間科学部」に、は「国際社会学部」に、は「生涯教育学部B案」に名称変更されるとともに、教養教育の実施に関する提案として の修正案のほか、「教養部改組・新学部設置にともなう一般教育の実

施組織案」(学部横断型の専門家集団をベースとする委員会方式)も提案された。この及びが後述の教養教育機構の原型になる。

これらの構想案は、他学部や学部教育等検討委員会ワーキンググループからの9提案とともに全学的に検討された結果、学部教育等検討委員会は「国際人間科学部」案に絞って文部省説明に臨むことになる。しかし、文部省の了解を得ることができず、同省の指導を考慮して、新学部構想から「国際人間科学部」案をベースにした大学院拡充改組及びセンターの新設構想へと方針転換することになる。教養部会では、当然のことながら、この方針転換をめぐる議論が紛糾する。3月8日の教養部会では、概算要求が認められない場合には、教養部の存続を含めて根本的に考え直すことを前提として、教養部も大学院・センター構想を出すことに踏み切ることになる。一方、学部教育等検討委員会の「文系大学院拡充・センター新設・学部改組・定員移行調整のワーキンググループ」は、二つの文系大学院構想と二つのセンター構想を提案するが、これに対して教養部の第1次組織改革検討委員会は、「地域社会環境研究科」案と「大学教育研究開発センター」案を提案する。しかし、この提案は学部教育等検討委員会では認められなかった。教養部会では、これに対する反発と、あたかも教養部の単純改組を前提としたかのような前記ワーキンググループの作成した教養部定員移行配置表を含む全学部改組計画一覧に対する反発が支配的となる。3月24日の文部省説明を踏まえ、学部改組計画を社会的ニーズに合わせて移行人数を見直すこと、センターを外国語中心に見直すことが学部教育等検討委員会で決定された。その上、文部省から臨時増募定員を返還すること、教養部改組後の新カリキュラム大綱を持つてくることが指示されたことが分ると、この反発は一層大きなものになった。前記ワーキンググループ会議では、当然のことながら、教養部委員から、大学院案が教養部の意向と異なる、定員移行表が教養部との調整なしに作成されている、教養教育の実施体制が考慮されていない、などのことから教養部は現在の改組計画に参加できないとの意思表示をすることになる。学部教育等検討委員会は、これらの反発に対し、臨時増募定員の返還は新規要求の形で行うという意味であること、新カリキュラム大綱とは教養部の存在を前提として作られている現在の大綱のことであること、学部改組計画一覧は今後の検討を通じて見直されるものであること、定員移行と現員の再配置は異なるものであり教養部教官の希望と調整をすることになること、を説明することになる。

1995年度概算要求

教養部会はこの説明を受けて今後の動向を見守ることになるが、その間、大学改革の状況に対する批判が強まる一方で、教養部が反対しても概算要求は全学的に提出されてしまうのだから、教養部改組分属を射程に入れた対応をなすべきであるとの意見も提出され、概算要求との関係で教養部会の議論は白熱することになる。結局5月10日、概算要求に当たり、次の条件を付けることで教養部会は一致をみる(賛成52、反対9、白票2)。「学部、大学院・センターへの分属に関して、教養部としては次の条件を提示する。新カリキュ

第12章 教養部（教養教育機構）

ラムは維持する。見直しは最低4年後とする。教養教育実施機構は、新カリキュラムを行うという教官組織を構想する。分属案作成に当たっては、教養部と必ずすり合わせ、教養部教官の意向に最大限沿うようにする。分属先では、教授会出席資格、昇格、昇級などで差別待遇をしない。教養部はあくまで概算要求に向けての仮定の作業として分属案作成に協力するものであり、これは教養部解体を決めたものではなく、よって意に沿わない分属案ならば概算要求提出段階で反対するし、概算要求が通らなかった場合は、再度教養部存続を含めて最初から改組案を作り直す。」

概算要求に対する前記のような条件を付けることで意見の一致をみたこの決定は、大学改革に関する全国的な状況、本学の改革に関する学部教育等検討委員会を中心とした全学的な動向、教養部存続か改組かをめぐる教養部会内部の意見の対立の中での岐路の選択であった。

その後1994（平成6）年5月17日に、各学部の改組案に教養部の意向を反映させるため、教養部教官の分属先希望に関するアンケート調査をすることが決定され（賛成44、反対18、白票2）、6月にそのアンケートが実施されることになる。しかし、教養部会では、概算要求直前になっても各学部の改組計画は必ずしも明確ではないことから、概算要求に同意できないとの意見が大勢を占めていた。このような教養部会の状況を踏まえて、教養部長と評議員は将来計画検討委員会及び評議会において概算要求提出に反対するとともに、概算要求案を部会に持ち帰って検討したい旨発言するが、評議会はこれを認めることなく教養部の意向を無視して教養部解体を含む概算要求事項を決定する。これに対して教養部会では、5月28日、概算要求反対決議を即刻行うべきであるとの動議が出され票決に付されるが、賛成32対その他33の一票差で動議は可決されなかった。しかし、この票決結果からみても、教養部会はこの概算要求に深い不信感を抱いていたことは明らかである。このような教養部会の反応に対して、岡田晃学長の所信が2度にわたって発せられるが、7月12日の臨時教養部会は学長の評議会運営及びそれに承認を与えた評議会に厳重に抗議し、概算要求撤回を要求する声明を採択する（賛成41、反対23、白票2）。さらに「今回の大学改革関連概算要求案に反対を表明する」との動議も出され、票決に付されるが、僅差でもって採択されなかった（賛成30、反対29、白票6）。

概算要求の結果は、教養部教官定員6名の振り替え（教養部の部分改組）を含む自然科学研究科地球環境科学専攻の新設のみが認められるにとどまった。しかし、9月1日の将来計画検討委員会は、この結果を、教養部改組を2年間で行うという意味に解し、これまでの改革路線を基本的に継承することを確認した。

1996年度概算要求

このような概算要求の結果を踏まえて、教養部会は9月6日「改革問題について教養部としての具体的な方針を出す」ことを任務とする第2次組織改革検討委員会の設置を決定する。この委員会は、前記の将来計画検討委員会の確認に対しては、教養部会で確認され

ているように「作業仮説的に改組案を検討しなければならない」とし、そのために、教養部教官の意向を最大限尊重できるよう分属案を見直す、言語センターの基本構想を見直す、文系大学院を再検討する、という3項目につき全学的合意を求めることになるが、教養部会においてさらに、教養教育実施機構の検討に当たっては現行カリキュラムの維持を前提とする、という1項が付加されることになる。

このような状況において、将来計画検討委員会及び学部教育等検討委員会は、第2次組織改革検討委員会委員長の学部教育等検討委員会へのオブザーバー参加、及び教養教育実施機構検討のためのワーキンググループへの参加を決定し、同委員長は先の4項を学部教育等検討委員会で表明する。こうして、第2次組織改革検討委員会は、教養教育実施機構案の作成と教養部教官の現員分属のための具体的作業を担うことになる。

教養教育実施機構については、教養教育のための専門家集団を各「系」に配置して、ここを教養教育運営委員会の選出母体とし、さらに、FDセンター機能を有する「研究調査部」を機構内に置くことによって、ここをいわばミニ教養部とするA案と教養教育の学部責任体制をとるというB案が構想されたが、教養部会ではB案で検討を進めることが了承された。このB案に修正を加えてワーキンググループに提出し、ここでの議論を踏まえて現在の教養教育機構ができ上がることになる。

現員分属問題をめぐっては、分属に関する教官個人の希望調査を実施することになるが、教養部が改組分属を決定していないことから、この調査は「研究課題について」と「研究課題に適合する学部」という項目からなる「研究活動に関する調査」として実施された。この調査には学部の改組案に教養部教官の意向を反映させようとの意図が込められていたが、10月6・7日に行われた教養部に対する学部改組案の説明・懇談会ではその成果は見られなかった。そこで、第2次組織改革検討委員会は、先の説明・懇談会の感想・意見要望・問題提起をまとめて学部教育等検討委員会に提出した。

組織改革調整委員会の設置

このような全学的な動向を踏まえ、10月21日の将来計画検討委員会において、現員移行問題の検討・整理のために関係部局長で構成される「組織改革調整委員会」を設置することが決定され、さらにその下に調整ワーキンググループが設置された。このワーキンググループにおいて「教養部現員分属に伴う主要事項の整理」がまとめられることになるが、第2次組織改革検討委員会は、同ワーキンググループのメンバーである委員長を通じてこの作業に加わることになる。

第2次組織改革検討委員会は、各学部の改組案及び教養部教官の分属案を見直すよう要望していたが、各学部はそれを容易には受け入れようとはしなかった。そればかりでなく、先に行った教養部の「研究活動に関する調査」結果を全く考慮に入れていない学部もあった。

第12章 教養部（教養教育機構）

教育学部の抜本的改組問題の浮上

このような状況に一石を投じることになったのは、教育学部の抜本的改組問題である。それは、「10月24・25日の日本教育大学協会学長・学部長連絡協議会において、文部省教育大学室長から、教員養成学部の組織の見直しの基本的なあり方について発言があり、その主旨は、今後の教養部改組と、それに伴う全学改組は、教員養成学部の抜本的改組が前提であるとする内容であった」という学長報告によって明らかになった。これ以降、組織改革調整委員会は教養部改組問題に加えて教育学部改組問題を背負うことになる。このことは、その意向が各学部の改組案に十分に反映されないという状況にあった教養部にとって、改めて各学部の改組案を見直すよう要求していくための機会を提供するものであった。第2次組織改革検討委員会は、従来の各学部の改組案に教育学部からの定員移行分を含めるだけで全学的な改革作業が終息してしまうことを恐れた。そこで、同委員会は、「教養部教官の意見を新しい改革案に反映させるため、様々な問題について検討する」第3次組織改革検討委員会を発足させることを提案し、12月20日の教養部会で了承された。

第3次組織改革検討委員会の方針は、本学が総合大学であることを前提として、各学部が全学的シャッフルの視点に立った改革案作成に取り掛かるよう働きかけ、そこに教養部教官の「研究活動に関する調査」結果を反映させることであった。しかし、教養部の意向を何ら反映しないまま作られたワーキンググループの全学改組計画表の定員移行配置については、ごく一部の変更を見るにとどまった。

教育学部の改組問題では、主要5教科維持の線での小規模改組案に固執する教育学部と、組織改革調整委員会・同ワーキンググループ及び将来計画検討委員会の攻防、さらに教養部の全学シャッフルの要望をめぐって事態は推移するが、教養部の意向は幾つかの学部で一定の成果を見るものの、全学的シャッフルについては全学的な了承を得ることはできなかった。

新任の畑安次教養部長は5月23日の部会の了承を得て、翌24日の将来計画検討委員会において、次のような「大学改革に関する教養部会の要望」を提出する。

その内容は、教育学部の教官定員の抛出数を14名にするとの決定は、教養部の意向を考慮に入れない「理念なき大学改革」に終始するものであり、「教養部教官の意向を尊重する」との岡田学長の所信に反するものであって教養部としては承服できないものであるから、改革作業にあたっては拙速を避け慎重に対処することを要望する、というものであった。

これに対して、6月2日の将来計画検討委員会において、教養部の協力と理解を求める学長見解が示される。こうして、概算要求を承諾するか否かが教養部に求められることになる。なおこの時点で、概算要求に関連して外国語教育研究センター案をめぐる問題が浮上するが、この案については、「清算事業団」的イメージがつきまどっていたことから、教養部の言語系教官の理解を得ることができなかった。

教養部教官の学部等への分属

さて、1995（平成7）年6月段階における最大の問題は、教養部会が概算要求を承諾するか否かという問題である。第3次組織改革検討委員会は討議を重ねた結果、6月19日、「現時点で本委員会から、今年の改組案に賛成するという結論は出し得ない。しかし（中略）概算に反対の決議をすべきであるという結論も簡単には出し難い。（中略）また、決を採ることについては、その結果どのような事態が予想されるかを検討・判断する必要がある。（中略）これらの状況を踏まえ、本委員会としては、決を採らずに教養部の意向を主張し、今後の作業の中で意向を実現すべく対応するために、改組関連の平成8年度概算要求に対し今回の時点では同意できない旨の声明を出す」との提案を、教養部会で行うことになった。翌20日の教養部会は、同委員会作成の「金沢大学平成8年度概算要求に対する教養部会の声明（案）」を一部修正の上採択した。その内容は、教育学部の改組については拙速を避け慎重に対処すべきであり、教養部教官の定員移行については7年度概算要求を基礎とするという全学的確認を柔軟に見直すべきだという教養部の主張は、8年度概算要求に十分に反映されているとは言えず、その他の多くの問題について「学長の明確な姿勢が示されておらず、全学的な展望も見い出されていない今日の時点では（中略）8年度概算要求に同意することはできない」というものであった。

教養部長は、教養部会の「苦渋の選択」の結果として、6月23日の将来計画検討委員会及び評議会においてこの声明を朗読・説明するが、概算要求の取り扱いは例年どおり学長一任となる。教養部会では全く報告されていなかったことであるが、既に山前教養部長在任時に、8年度概算要求は7年度概算要求を基礎とするということが全学的に了承されていたのである。9月4日、学長は教養部会声明に対して、問題点の指摘を十分に受け止める旨表明する。その後、第3次組織改革検討委員会の任期が8月をもって終了することから、7月25日、教養部長は第4次組織改革検討委員会の設置を部会に提案し、第3次委員会のメンバーが第4次委員会のメンバーとして了承されることになる。

第4次委員会で議論された問題は多岐にわたるが、教養教育機構に関する諸事項が重要である。4月からの教養教育の実施に直接かかわる問題だからである。既に一部述べてきたように、教養教育機構については、教養部組織改革検討委員会の構想を基にして学部教育等検討委員会において長期にわたって検討を進めてきたところである。この検討作業を踏まえて全学教官の各「系」への所属意向調査を行い、この結果を第4次委員会で検討して構想した教養教育機構案は、学部教育検討委員会です承されることになる。

現員分属問題には、主として部長及び評議員が当たることになった。現員分属に関する諸問題については、「教養部現員分属に伴う主要事項の整理」として既に調整ワーキンググループでまとめられており、組織改革調整委員会における若干の議論で済んだ。しかし最大の問題は、現員分属に関しては教養部教官の意向を最大限に尊重するという全学的な確認を実現することができるか否かであった。10月17日の教養部会において、教養部教官の分属先希望調査を行うことが了承されたが、その結果は、文学部27、教育学部3、法学

第12章 教養部（教養教育機構）

部7、経済学部7、理学部7、医学部2、薬学部2、工学部10、外国語教育研究センター2、希望先を書かずに意見のみ5、未提出4（教官総数76）であった。理系教官の希望は、理系学部及び経済学部においてほぼ生かされたと言ってよい。困難を極めたのは、文系教官の希望を生かすことであった。とりわけ、文学部との関係で難航した。組織改革調整委員会委員長及び同ワーキンググループ座長、文学部長及び評議員、教養部長及び評議員、法学部長及び経済学部長で構成され、数回にわたって行われた調整会議では白熱した議論が交わされた。しかし、文学部の改組案は「中講座制」を前提とするものであったにもかかわらず、実質的には小講座制の意識が強い底流をなしており、教養部の言語教官の文学部移行の希望を実現することはできなかった。その結果、文学部の改組案もまた予定どおりのものとはならなかった。これは双方にとって不幸な結果と言わざるを得ない。文学部への移行を希望していた教官の新たな移行先、及び第一希望が満たされない教官の移行先をめぐって組織改革調整委員会及び教養部長を中心に調整が行われ、教養部教官の現員移行先は最終的に次のようになった。

文学部14、教育学部4、法学部12、経済学部11、理学部9、医学部2、薬学部3、工学部13、外国語教育研究センター7、留学生センター1。

こうして、1964（昭和39）年4月1日の国立学校設置法施行規則の改正省令により設置された教養部は、1996（平成8）年3月31日をもって32年の歴史の幕を閉じたのである。

（3）教養部における教育と研究

いわゆる一般教育のカリキュラム

1964（昭和39）年の独立教養部発足以降の一般教育のカリキュラムの変遷については既に述べたので、ここでは重複を避ける。

教養部における研究活動

教養部に在籍する教官の研究成果は、授業の場で生かされることはもとより、研究会や学会での口頭発表、学会誌などの学術雑誌や同人誌、一般誌などにおける発表に見られるように、発表先、発表形態を教官各人が持ち、毎年何点か著書としての刊行も見られた。教養部としての研究成果発表の場として、『金沢大学教養部論集』が発行されており、そのうち「人文科学篇」は1964年2月28日発行の第1巻から1995（平成7）年3月24日発行の第32巻第2号まで（1984年以降は年2回発行）、「自然科学篇」は、1965（昭和40）年2月28日発行のVol.1から1995（平成7）年8月30日発行のVol.32まで発刊されている。

(4) 教養部廃止後の教養教育

ここでは、1994(平成6)年4月から実施された新カリキュラム及びその実施のために組織された教養教育機構について述べておきたい。

教養的科目のカリキュラム

教養的科目は、総合科目(一つのテーマについて複数の教官が担当し、自然・社会・人間の複数領域から考察し、問題を総合的・思索的・批判的に掘り下げる考え方を要請する科目)、テーマ別科目(個々の教官の専門領域から抽出した特定の問題をテーマとして掲げ、高校教育を終了した学生の関心を学問に引きつけることを目的とする科目)、一般科目(体系的・段階的・蓄積的教育の必要性を考慮に入れ、学問体系の基本的骨格の教授を目的とする科目)、言語科目(異文化理解と「多民族・多文化の共生」のために、学生のニーズに応じる言語教育のための科目)、基礎科目(主として理系学生に対するコモン・ベーシックとしての広範囲の自然科学的基礎教育の科目)の五つの柱から構成されている。

カリキュラムの実施を支える「系」

前記のようなカリキュラムの実施を支えるものとして、24の「系」(文学芸術系、哲学倫理系、心理学系、身体・スポーツ系、人体医療系、歴史学系、地理学系、法学系、経済学・政治学・社会学系、数学系、物理学系、化学系、生物学系、地学系、技術情報処理系、英語系、ドイツ語系、フランス語系、ロシア語系、中国語系、①西洋古典語系、②朝鮮語系、③日本語・日本事情系、④総合学際系)を立て、全学部、外国語教育研究センター及び留学生センターの教官がその専門分野に応じて、いずれかの「系」に所属登録し、各系で必要な開講コマ数を担当している。なお、1998年度からは「情報処理系」を独立させ、25の「系」となる。

教養教育機構

教養教育の円滑な運営のため、全学的組織として教養教育運営委員会(各学部から選出された教官1名、研究調査部長、各系から選出された教官1名、その他運営委員会が必要と認めたと構成)が設置されている。この下に、総合科目企画部会、テーマ別科目・一般科目企画部会、言語科目企画部会、基礎科目企画部会を置き、それぞれの科目の開講実施のための企画調整を行っている。また、これらの企画部会での作業を全体的に調整し、カリキュラム編成方針を立案するため、カリキュラム調整委員会を設置している。さらに、教養教育における教育理念、教育システム、カリキュラム、教授法、授業科目開発、施設設備等に関する研究調査、教養教育に関する講演会、研究会等の企画実施、教養的科目の点検・評価及び教養教育の改善に関する提言(報告書の作成を含む)

第12章 教養部（教養教育機構）

「系」の運営に関して取り決められた事項の変更の検討・提言、その他教養教育運営委員会から付託された事項の検討・提言、を業務とする研究調査部が置かれており、教養教育のシンク・タンクとしての機能を果たしている。

また、教養教育の運営管理のために、教務・学生委員会（教養的科目の履修案内等の策定、教養的科目に関する教務・学生生活の諸問題を検討する）、予算・施設委員会（教養的科目の実施に要する予算、施設の利用計画、総合教育棟の管理等の諸問題を検討する）が置かれ、いずれも教養教育運営委員会から選出された委員で構成されている。なお、教養教育に係る経費については、学生当積算校費の約一年半分を充てることで全学的な了承を得ている。以上を総称して教養教育機構と呼ぶが、ここから全学へ発信すべき問題が生じた場合には、最終的には学長を委員長とする大学教育委員会でオーソライズされる仕組みになっている。

教養的科目のカリキュラムの見直し

新カリキュラムは学部教育等検討委員会において全学的に確認されて実施に移されたものであるが、既にその時点で、1997年度中に見直すことが確認されていた。この作業は研究調査部が担当し、見直し案の中間報告を9月に、最終報告を年度末に教養教育運営委員会に提出し、そのうち即実施可能なものは1998年度から、それ以外のは1999年度から実施に移すことが確認されている。この最終報告は、1998年3月18日に教養教育運営委員会での審議を経て、大学教育委員会の審議了承を得ている。



写真 1 2 - 2 1999年3月に開催された教養教育全学研究会

おわりに

冒頭に述べたように、国立大学(東京医科歯科大学を除く)の教養教育の責任部局であった教養部が廃止されて以降、「国立大学教養教育実施組織代表者会議及び事務協議会」(旧教養部長会議及び事務協議会)においても、教養教育の質的向上が見られたという成果はいまだ聞かれない。否、教養教育の円滑な実施のために試行錯誤を繰り返しているというのが実状である。

これまで見てきたように、教養部の移転は、県・市の金沢城確保の悲願と、これにこたえんとした地元出身政治家の指導の下に動いた文部省、そして何よりもこれらに抗する姿勢を放棄した歴代学長及び評議会によって強制されたものである。そこでは、「大学の自治」及びその前提としての「部局自治」の原則は、考慮の外に置かれている。また、教養部の画一的な廃止は教養部の主体的な判断の結果ではなく、文部省の「大学改革」政策及びそれに迎合した全国国立大学の選択の結果である。ここでも、「大学自治」や「部局自治」の原則は画餅と化してしまっている。本学もまたその例外ではない。文部省の大学教育政策との緊張関係を形成するための「大学自治」の共通認識なくして、教養教育を含む大学教育のルネサンスはあり得ないであろう。大学における教育と研究の活性化のための素材として、この「教養部史」が幾ばくかの役に立てば幸いである。

附 録

【参考文献】

『学生相談報告第1号』(金沢大学学生相談室：1959年)

